

付 属 資 料

試験結果の評価方法

A. フィールド調査

1. 採草量の測定：

基礎試験では各試験区ごとに5ヵ所の小区画(1m×1m)を無作為に設定し、その採草量を測定する。応用試験では小区画を10ヵ所設ける。収穫は新葉が発生する春先頃、先端の10cmから15cmを手で摘みとる。

2. 芳香性に関する官能テスト：

採取したヨモギの葉を水分が出る程度に手で揉んで生ずる芳香性を官能試験に用いる。日本から導入したカズサキヨモギのそれを標準として、同質(++)、やや異質(+)、異質(-)の3段階で評価する。

3. 生育状況の観察：

苗の活着状況、草丈、新葉の発生・抽だい時期、葉色、草勢、病虫害の発生状況等を適宜観察する。

B. ヨモギ精油量の測定

ソックスレー式精油抽出器を用いて15gのヨモギ葉をエチルエーテルを溶剤として60℃の湯浴中で6時間抽出する。エーテルを留去後、残存する精油量を重量法で測定する。

C. ヨモギ精油組成の分析

<クロロフィルの定量>

2gのヨモギ植物体葉部を細片後、85%アセトン10mlを加えてブレンダーにて破碎する。抽出液は50ml容メスフラスコに移す。ブレンダー中の残渣にはさらに85%アセトン10mlを加えて同様の操作をクロロフィルが認められなくなるまで繰り返す。抽出液は先のフラスコに加え、メスフラスコの内容物をアセトンにて50mlに定容する。分析のためにこの抽出液の5mlを85%アセトンにて50mlに希釈し、希釈液は分析まで冷暗所に保存する。このアセトン抽出液を日本で、分光光度計にて645nm, 663nm及び750nmの各波長における吸光度E645、E663、E750をそれぞれ測定する。クロロフィルa、b及び全クロロフィル量を次式より算出する。

(単位：g/l)

$$C a = 0.0127 E663 - 0.00259 E645$$

$$C b = 0.0229 E645 - 0.00467 E663$$

$$C a + b = 0.00805 E663 - 0.0203 E645$$

<ヨモギ精油成分の分析>

評価方法Bで抽出したヨモギ精油の構成テルペン類の分析をガスクロマトグラフィー(GLC; shimazu GC-7A, column: Hr-52, temp: 50-250℃, 2℃/min, detector: FID, gas: N₂)により実施する。なお、マーカーとして12種類のテルペン標品を使用する。ヨモギ精油にはなお未同定構成テルペンが存在するが、品質評価上これらの化学的諸特性を明らかにする必要がある。そこでヨモギ精油はシリカゲルカラムクロマトグラフィー及び液体クロマトグラフィーにてテルペン類を単離し、GC-MS, IR, NMR等の機器分析にて成分同定を行う。

D. 最終製品による官能テスト

採取したヨモギを現地であく抜き等の貯蔵処理後、冷凍して日本へ輸送し、仕向先の最も多い草餅に加工して、その芳香性、風味等についての適性を官能テストする。日本国内で生産されたカズサキヨモギを加工したもののそれを標準として、優れている(+++)、同等(++)、劣る(+)の3段階で評価する。

評価方法と栽培試験地の面積（初年度計画）

試験項目	評価方法				基礎試験 施設 隣接地	応用試験						合計
	A	B	C	D		A地域		B地域		C地域		
					水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地		
<基礎試験> 産地比較試験 増殖育苗技術試験 栽植密度試験 収穫適期判定試験	○	○	○	○	0.036							5.336
<応用試験> 適地栽培試験 施肥試験 連作試験 連続収穫試験 後作雑草害対策試験	○	○	○	○		30	30	30		30	30	160
<採苗圃場> 既存圃 韓国産 日本産	-	-	-	-	3	40	10	40	10			103
計	-				8.336	82	30	84	2	32	30	269

評価方法 A：フィールド調査（採草量、官能テスト、生育状況）
 B：ヨモギ精油量の測定
 C：ヨモギ精油組成の分析
 D：最終製品による官能テスト

※基礎試験圃場として10ムーの農地を借地する

評価方法と栽培試験地の面積（2年度計画）

試験項目	評価方法				基礎試験	応用試験						合計	
	A	B	C	D	施設	A地域		B地域		C地域			
					隣接地	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地		
<基礎試験> 産地比較試験 増殖育苗技術試験 栽植密度試験 収穫適期判定試験	○	○	○	○	4								9.336
	○	—	—	—	0.036								
	○	—	—	—	0.3								
	○	○	○	○	5								
<応用試験> 適地栽培試験 施肥試験 連作試験 連続収穫試験 後作雑草害対策試験	○	○	○	○									310
	○	○	○	○		60	60	60		60	60		
	○	○	○	○									
	○	○	○	○		2		2		2			
	—	—	—	—				2	2				
<採苗圃場> 既存圃 韓国産 日本産	—	—	—	—		40		40					130
	—	—	—	—		20		20					
	—	—	—	—		5		5					
計	—				9.336	127	60	129	2	62	60	450	

評価方法 A：フィールド調査（採草量、官能テスト、生育状況）
 B：ヨモギ精油量の測定
 C：ヨモギ精油組成の分析
 D：最終製品による官能テスト

※基礎試験圃場として10ムーの農地を借地する

評価方法と栽培試験地の面積（3年度計画）

単位：ムー

試験項目	評価方法				基礎試験 施設 隣接地	応用試験						合計
	A	B	C	D		A地域		B地域		C地域		
					水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地		
<基礎試験> 産地比較試験 増殖育苗技術試験 栽植密度試験 収穫適期判定試験	○	○	○	○	4 0.036 0.3 5							9.336
<応用試験> 適地栽培試験 施肥試験 連作試験 連続収穫試験 後作雑草害対策試験	○	○	○	○		90	90	90		90	90	456
<採苗圃場> 韓国産 日本産	—	—	—	—		20 10		20 10				60
計	—				9.336	122	90	122		92	90	526

評価方法 A：フィールド調査（採草量、官能テスト、生育状況）
 B：ヨモギ精油量の測定
 C：ヨモギ精油組成の分析
 D：最終製品による官能テスト

※基礎試験圃場として10ムーの農地を借地する

評価方法と栽培試験地の面積（4年度計画）

試験項目	評価方法				基礎試験	応用試験						合計											
	A	B	C	D	施設	A地域		B地域		C地域													
					隣接地	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地												
<基礎試験> 産地比較試験 増殖育苗技術試験 栽植密度試験 収穫適期判定試験	○	○	○	○	4																	9.3	
<応用試験> 適地栽培試験 施肥試験 連作栽培試験 連続収穫試験 後作雑草害対策試験	○	○	○	○																			500
<採苗圃場> 韓国産 日本産	—	—	—	—			20			20													60
計	—				9.3	130	100	130			100	100											570

評価方法 A：フィールド調査（採草量、官能テスト、生育状況）
 B：ヨモギ精油量の測定
 C：ヨモギ精油組成の分析
 D：最終製品による官能テスト

※基礎試験圃場として10ムーの農地を借地する

評価方法と栽培試験地の面積（5年度計画）

試験項目	評価方法				基礎試験	応用試験						合計
	A	B	C	D	施設	A地域		B地域		C地域		
					隣接地	水田	畑地	水田	畑地	水田	畑地	
<基礎試験> 産地比較試験 増殖育苗技術試験 栽植密度試験 収穫適期判定試験	○ ○ ○ ○	○ — — ○	○ — — ○	○ — — ○	4 5							9
<応用試験> 適地栽培試験 施肥試験 連作栽培試験 連続収穫試験 後作雑草害対策試験	○ ○ ○ ○ ○ —	○ ○ ○ ○ ○ —	○ ○ ○ ○ ○ —	○ ○ ○ ○ ○ —		70	70	70		70	70	350
<採苗圃場> 韓国産 日本産	— —	— —	— —	— —		20 10		20 10				60
計	—				9	100	70	100		70	70	419

評価方法 A：フィールド調査（採草量、官能テスト、生育状況）

B：ヨモギ精油量の測定

C：ヨモギ精油組成の分析

D：最終製品による官能テスト

※基礎試験圃場として10ムーの農地を借地する

施行段階での栽培状況

栽培面積内訳 (1)

筆数	205
農家数	205
栽培総面積(A-)	206.75
水田	199.11
畑地	7.64
第一回種子	16.92
第二回種子	189.83
播種	36.45
移植	170.3

栽培面積内訳 (2)

		種子								
		第1回			第2回			合計		
		播種	移植	小計	播種	移植	小計	播種	移植	合計
地域A	水田	1.2	0	1.2	17.75	45.74	63.49	18.95	45.74	64.69
	畑地	0	0	0	2.5	0	2.5	2.5	0	2.5
	小計	1.2	0	1.2	20.25	45.74	65.99	21.45	45.74	67.19
地域B	水田	0	0.8	0.8	0	110.84	110.84	0	111.64	111.64
	畑地	0	3.14	3.14	0	0	0	0	3.14	3.14
	小計	0	3.94	3.94	0	110.84	110.84	0	114.78	114.78
地域C	水田	0	9.78	9.78	13	0	13	13	9.78	22.78
	畑地	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	小計	2	9.78	11.78	13	0	13	15	9.78	24.78
合計	水田	1.2	10.58	11.78	30.75	156.58	187.33	31.95	167.16	199.11
	畑地	2	3.14	5.14	2.5	0	2.5	4.5	3.14	7.64
	合計	3.2	13.72	16.92	33.25	156.58	189.83	36.45	170.3	206.75

各農家別面積及び栽培方法

番号	地域	農家	面積	種子	栽培	土地	時期
1	A	1	2.00	2	播種	水田	93.4.10
2	A	1	1.00	2	播種	水田	93.4.10
3	A	1	0.90	2	播種	水田	93.4.10
4	A	1	1.50	2	播種	水田	93.4.10
5	A	1	0.90	2	播種	水田	93.4.10
6	A	1	1.20	2	播種	水田	93.4.10
7	A	1	1.20	2	播種	畑地	93.4.10
8	A	1	0.50	2	播種	畑地	93.4.10
9	A	1	0.60	2	播種	水田	93.4.10
10	A	1	0.80	2	播種	畑地	93.4.10
11	A	1	0.90	2	播種	水田	93.4.10
12	A	1	0.85	2	播種	水田	93.4.10
13	A	1	0.90	2	播種	水田	93.4.10
14	A	1	1.20	1	播種	水田	92.8.22
15	A	1	0.80	2	播種	水田	93.4.10
16	A	1	1.60	2	播種	水田	93.4.10
17	A	1	2.30	2	播種	水田	93.4.10
18	A	1	1.20	2	播種	水田	93.4.10
19	A	1	1.10	2	播種	水田	93.4.10
20	A	1	1.70	2	移植	水田	93.6.23
21	A	1	1.50	2	移植	水田	93.6.23
22	A	1	1.80	2	移植	水田	93.6.23
23	A	1	2.20	2	移植	水田	93.6.23
24	A	1	1.00	2	移植	水田	93.6.23
25	A	1	0.95	2	移植	水田	93.6.23
26	A	1	0.75	2	移植	水田	93.6.23
27	A	1	1.80	2	移植	水田	93.6.23
28	A	1	0.72	2	移植	水田	93.6.23
29	A	1	0.20	2	移植	水田	93.6.23
30	A	1	0.86	2	移植	水田	93.8.20
31	A	1	0.44	2	移植	水田	93.8.20
32	A	1	1.00	2	移植	水田	93.8.20
33	A	1	0.84	2	移植	水田	93.8.20
34	A	1	0.17	2	移植	水田	93.8.20
35	A	1	0.95	2	移植	水田	93.8.20
36	A	1	0.93	2	移植	水田	93.8.20
37	A	1	0.59	2	移植	水田	93.8.20
38	A	1	1.02	2	移植	水田	93.8.20
39	A	1	0.88	2	移植	水田	93.8.20
40	A	1	0.91	2	移植	水田	93.8.20
41	A	1	1.02	2	移植	水田	93.8.20
42	A	1	1.27	2	移植	水田	93.8.20
43	A	1	0.96	2	移植	水田	93.8.20
44	A	1	1.43	2	移植	水田	93.8.20
45	A	1	1.10	2	移植	水田	93.8.20
46	A	1	0.72	2	移植	水田	93.8.20
47	A	1	1.46	2	移植	水田	93.8.20
48	A	1	0.05	2	移植	水田	93.8.20
49	A	1	1.38	2	移植	水田	93.8.20
50	A	1	0.54	2	移植	水田	93.8.20
51	A	1	1.07	2	移植	水田	93.8.20
52	A	1	1.04	2	移植	水田	93.8.20
53	A	1	0.48	2	移植	水田	93.8.20
54	A	1	0.44	2	移植	水田	93.8.20
55	A	1	0.60	2	移植	水田	93.8.20
56	A	1	1.97	2	移植	水田	93.8.20
57	A	1	1.64	2	移植	水田	93.8.20
58	A	1	0.86	2	移植	水田	93.8.20
59	A	1	1.00	2	移植	水田	93.8.20
60	A	1	0.66	2	移植	水田	93.8.20
61	A	1	0.67	2	移植	水田	93.8.20

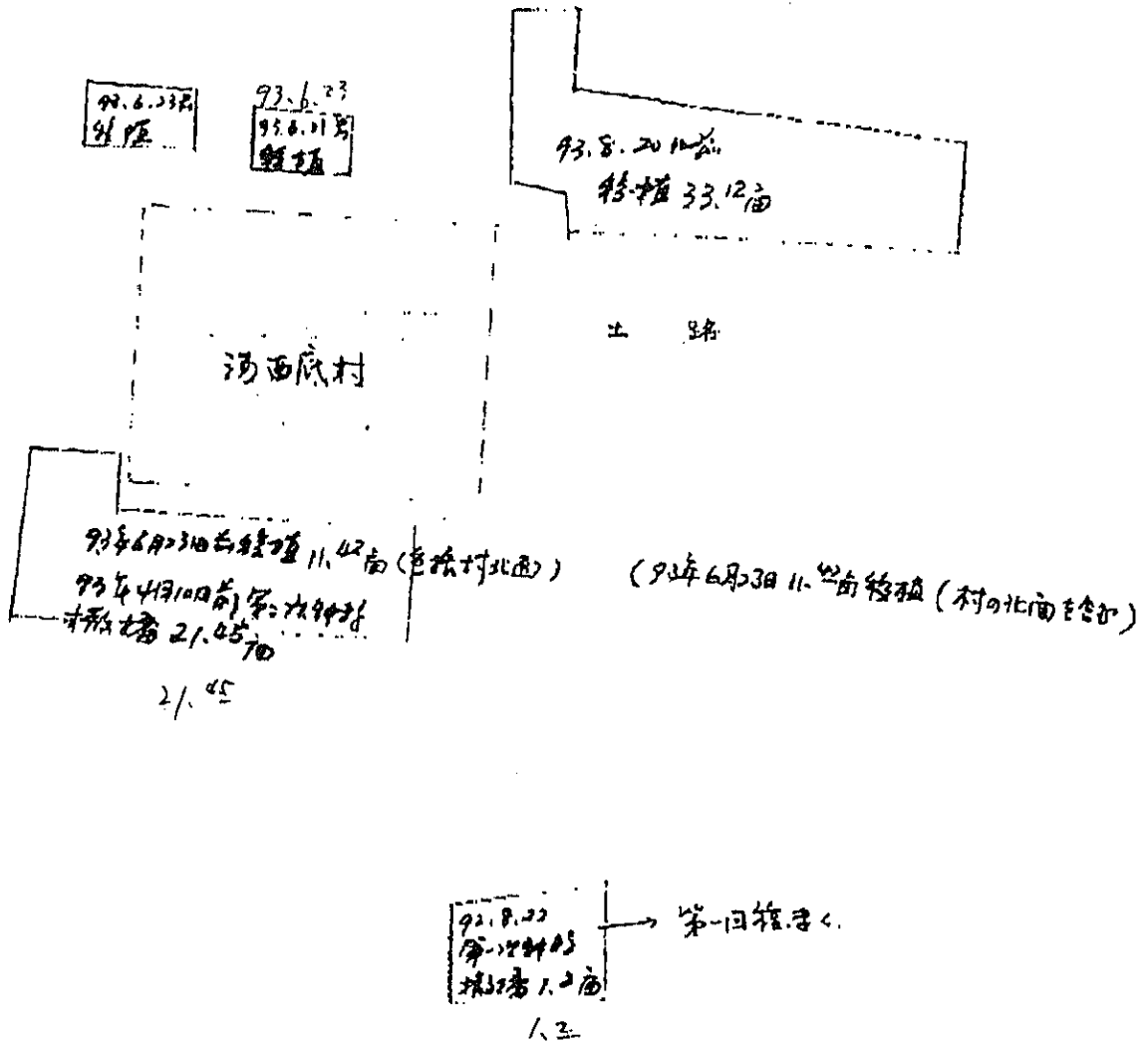
62	A	1	62	0.42	2	移植	水田	93.8.20
63	A	1	63	0.51	2	移植	水田	93.8.20
64	A	1	64	0.90	2	移植	水田	93.8.20
65	A	1	65	1.10	2	移植	水田	93.8.20
66	A	1	66	0.10	2	移植	水田	93.8.20
67	A	1	67	0.16	2	移植	水田	93.8.20
68	A	1	68	0.98	2	移植	水田	93.8.20
69	B	1	1	0.60	2	移植	水田	93.6.23
70	B	1	2	0.20	2	移植	水田	93.6.23
71	B	1	3	1.10	2	移植	水田	93.6.23
72	B	1	4	0.35	2	移植	水田	93.6.23
73	B	1	5	0.38	2	移植	水田	93.6.23
74	B	1	6	1.20	2	移植	水田	93.6.23
75	B	1	7	0.28	2	移植	水田	93.6.23
76	B	1	8	1.30	2	移植	水田	93.6.23
77	B	1	9	0.55	2	移植	水田	93.6.23
78	B	1	10	0.50	2	移植	水田	93.6.23
79	B	1	11	0.94	2	移植	水田	93.6.23
80	B	1	12	0.98	2	移植	水田	93.6.23
81	B	1	13	1.15	2	移植	水田	93.6.23
82	B	1	14	1.32	2	移植	水田	93.6.23
83	B	1	15	0.96	2	移植	水田	93.6.23
84	B	1	16	1.00	2	移植	水田	93.6.23
85	B	1	17	0.50	2	移植	水田	93.6.23
86	B	1	18	0.36	2	移植	水田	93.6.23
87	B	1	19	0.70	2	移植	水田	93.6.23
88	B	1	20	0.61	2	移植	水田	93.6.23
89	B	1	21	0.64	2	移植	水田	93.6.23
90	B	1	22	0.80	2	移植	水田	93.6.23
91	B	1	23	0.80	1	移植	水田	93.6.23
92	B	1	24	1.07	1	移植	畑地	93.6.23
93	B	1	25	0.64	1	移植	畑地	93.6.23
94	B	1	26	1.04	1	移植	畑地	93.6.23
95	B	1	27	0.39	1	移植	畑地	93.6.23
96	B	2	1	0.80	2	移植	水田	93.6.23
97	B	2	2	1.42	2	移植	水田	93.6.23
98	B	2	3	1.00	2	移植	水田	93.6.23
99	B	2	4	1.20	2	移植	水田	93.6.23
100	B	2	5	1.30	2	移植	水田	93.6.23
101	B	2	6	1.20	2	移植	水田	93.6.23
102	B	2	7	0.27	2	移植	水田	93.6.23
103	B	2	8	1.50	2	移植	水田	93.6.23
104	B	2	9	1.50	2	移植	水田	93.6.23
105	B	2	10	0.90	2	移植	水田	93.6.23
106	B	2	11	1.35	2	移植	水田	93.6.23
107	B	2	12	1.10	2	移植	水田	93.6.23
108	B	2	13	1.92	2	移植	水田	93.6.23
109	B	2	14	2.58	2	移植	水田	93.6.23
110	B	2	15	0.90	2	移植	水田	93.6.23
111	B	2	16	1.50	2	移植	水田	93.6.23
112	B	2	17	1.40	2	移植	水田	93.6.23
113	B	3	1	1.00	2	移植	水田	93.6.23
114	B	3	2	1.77	2	移植	水田	93.6.23
115	B	3	3	1.12	2	移植	水田	93.6.23
116	B	3	4	0.20	2	移植	水田	93.6.23
117	B	3	5	0.55	2	移植	水田	93.6.23
118	B	3	6	0.69	2	移植	水田	93.6.23
119	B	3	7	0.65	2	移植	水田	93.6.23
120	B	3	8	0.98	2	移植	水田	93.6.23
121	B	3	9	0.80	2	移植	水田	93.6.23
122	B	3	10	0.55	2	移植	水田	93.6.23
123	B	4	1	1.00	2	移植	水田	93.6.23
124	B	4	2	1.00	2	移植	水田	93.6.23

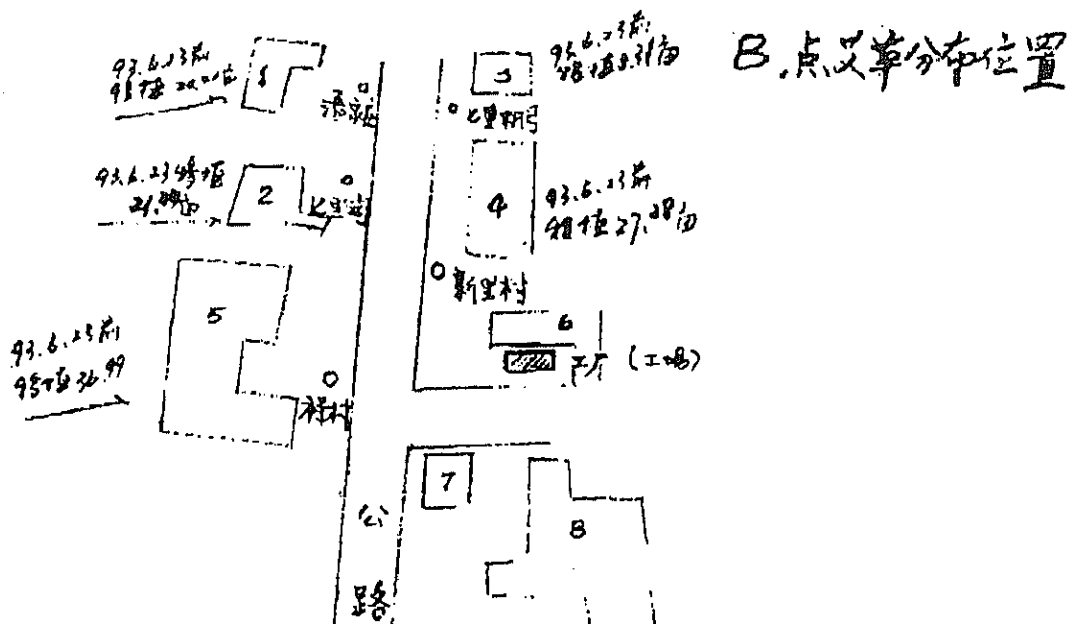
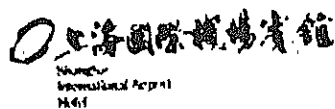
125	B	4	3	0.49	2	移植	水田	93.6.23
126	B	4	4	0.85	2	移植	水田	93.6.23
127	B	4	5	0.49	2	移植	水田	93.6.23
128	B	4	6	0.90	2	移植	水田	93.6.23
129	B	4	7	1.00	2	移植	水田	93.6.23
130	B	4	8	1.30	2	移植	水田	93.6.23
131	B	4	9	1.39	2	移植	水田	93.6.23
132	B	4	10	1.50	2	移植	水田	93.6.23
133	B	4	11	2.00	2	移植	水田	93.6.23
134	B	4	12	1.20	2	移植	水田	93.6.23
135	B	4	13	1.35	2	移植	水田	93.6.23
136	B	4	14	1.50	2	移植	水田	93.6.23
137	B	4	15	0.80	2	移植	水田	93.6.23
138	B	4	16	0.30	2	移植	水田	93.6.23
139	B	4	17	2.00	2	移植	水田	93.6.23
140	B	4	18	1.00	2	移植	水田	93.6.23
141	B	4	19	1.30	2	移植	水田	93.6.23
142	B	4	20	1.60	2	移植	水田	93.6.23
143	B	4	21	1.10	2	移植	水田	93.6.23
144	B	4	22	1.00	2	移植	水田	93.6.23
145	B	4	23	0.70	2	移植	水田	93.6.23
146	B	4	24	1.20	2	移植	水田	93.6.23
147	B	4	25	0.18	2	移植	水田	93.6.23
148	B	4	26	0.13	2	移植	水田	93.6.23
149	B	5	1	0.92	2	移植	水田	93.6.23
150	B	5	2	2.79	2	移植	水田	93.6.23
151	B	5	3	2.20	2	移植	水田	93.6.23
152	B	5	4	2.00	2	移植	水田	93.6.23
153	B	5	5	0.50	2	移植	水田	93.6.23
154	B	5	6	0.64	2	移植	水田	93.6.23
155	B	5	7	1.10	2	移植	水田	93.6.23
156	B	5	8	0.72	2	移植	水田	93.6.23
157	B	5	9	0.70	2	移植	水田	93.6.23
158	B	5	10	1.10	2	移植	水田	93.6.23
159	B	5	11	1.40	2	移植	水田	93.6.23
160	B	5	12	0.58	2	移植	水田	93.6.23
161	B	5	13	0.60	2	移植	水田	93.6.23
162	B	5	14	0.59	2	移植	水田	93.6.23
163	B	5	15	0.72	2	移植	水田	93.6.23
164	B	5	16	0.79	2	移植	水田	93.6.23
165	B	5	17	1.13	2	移植	水田	93.6.23
166	B	5	18	0.60	2	移植	水田	93.6.23
167	B	5	19	1.10	2	移植	水田	93.6.23
168	B	5	20	1.00	2	移植	水田	93.6.23
169	B	5	21	0.90	2	移植	水田	93.6.23
170	B	5	22	0.85	2	移植	水田	93.6.23
171	B	5	23	1.50	2	移植	水田	93.6.23
172	B	5	24	1.10	2	移植	水田	93.6.23
173	B	5	25	2.90	2	移植	水田	93.6.23
174	B	5	26	1.00	2	移植	水田	93.6.23
175	B	5	27	1.47	2	移植	水田	93.6.23
176	B	5	28	1.50	2	移植	水田	93.6.23
177	B	5	29	0.90	2	移植	水田	93.6.23
178	B	5	30	1.10	2	移植	水田	93.6.23
179	B	5	31	0.96	2	移植	水田	93.6.23
180	B	5	32	1.63	2	移植	水田	93.6.23
181	C	1	1	1.47	2	播種	水田	93.4.10
182	C	1	2	0.90	2	播種	水田	93.4.10
183	C	1	3	0.80	2	播種	水田	93.4.10
184	C	1	4	1.16	2	播種	水田	93.4.10
185	C	1	5	0.90	2	播種	水田	93.4.10
186	C	1	6	0.70	2	播種	水田	93.4.10

187	C	1	7	0.80	2	播種	水田	93.4.10
188	C	1	8	0.60	2	播種	水田	93.4.10
189	C	1	9	1.60	2	播種	水田	93.4.10
190	C	1	10	1.10	2	播種	水田	93.4.10
191	C	1	11	1.47	2	播種	水田	93.4.10
192	C	1	12	2.00	1	播種	畑地	92.8.20
193	C	1	13	0.50	2	播種	水田	93.4.10
194	C	1	14	1.00	2	播種	水田	93.4.10
195	C	1	15	0.64	1	移植	水田	93.6.23
196	C	1	16	1.56	1	移植	水田	93.6.23
197	C	1	17	0.70	1	移植	水田	93.6.23
198	C	1	18	0.50	1	移植	水田	93.6.23
199	C	1	19	1.20	1	移植	水田	93.6.23
200	C	1	20	0.70	1	移植	水田	93.6.23
201	C	1	21	0.50	1	移植	水田	93.6.23
202	C	1	22	1.20	1	移植	水田	93.6.23
203	C	1	23	0.70	1	移植	水田	93.6.23
204	C	1	24	0.80	1	移植	水田	93.6.23
205	C	1	25	1.28	1	移植	水田	93.6.23

上海國際機場賓館
Shanghai
International Airport
Hotel

A 点艾草分布位置

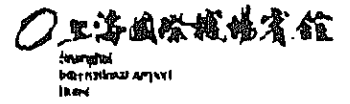




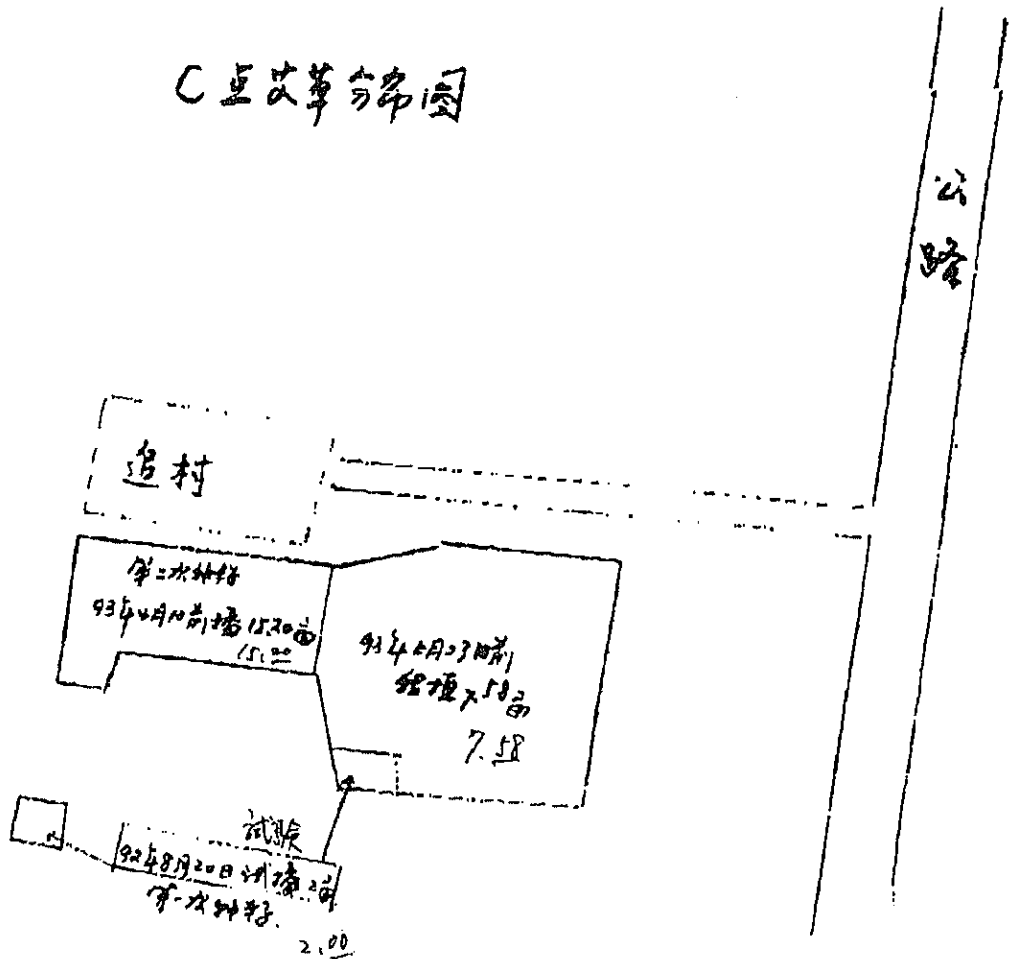
B.点分布位置

说明:

- B₁ 潘家庄 93.6.23前 修植 20.91亩 (20.36)
- B₂ 七里沟 93.6.23前 修植 21.84亩 21.84
- B₃ 七里棚 93.6.23前 修植 8.31亩 8.21
- B₄ 新里村 93.6.23前 修植 27.28亩 27.28
- B₅ (B₅, B₆, B₇, B₈) 样村
93.6.23前 修植 36.99亩 36.99



C区改革分佈圖



付属資料 7 経営試算

1) 資金運用計画・損益予測

資金運用計画

単位: 1,000円	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
収入																					
前期繰越	1,411	1,188	1,288	1,857	1,857	1,939	1,983	1,757	1,366	6,712	12,367	17,830	24,101	31,679	37,430	44,624	51,761	59,437	67,556	75,982	441,288
販売収入	0	2,008	3,938	5,782	4,505	6,726	45,658	108,031	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	2,084,526
借入金(JICA)	22,800	28,400	31,100	26,600	21,700	13,200	10,500	1,700													130,600
借入金(公的金融)																					25,400
自己資金	2,000	1,000	2,000	3,000	3,000	18,000	17,000	13,000													59,000
(計)	24,800	32,819	38,226	36,680	31,062	39,885	75,141	124,488	160,355	165,701	171,355	176,819	183,080	189,658	196,419	203,613	210,750	218,426	226,545	234,971	2,740,824
支出																					
一般管理費	14,225	13,860	13,860	7,647	7,647	2,332	1,967	1,967	1,967	1,967	2,332	1,967	1,967	1,967	1,967	2,332	1,967	1,967	1,967	1,967	87,839
生産費	8,662	16,645	21,267	24,780	18,573	23,274	58,725	108,561	137,156	137,156	137,291	137,156	137,156	137,291	137,156	137,156	137,291	137,156	137,156	137,156	1,926,889
利子支払(JICA等)	455	1,024	1,646	2,178	2,612	2,612	2,438	2,264	2,090	1,915	1,741	1,567	1,393	1,219	1,045	871	696	522	348	174	28,811
利子支払(公的金融等)						660	1,185	1,270	1,270	1,164	1,038	932	847	741	635	529	423	317	212	105	11,369
借入金返済(JICA)						8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	8,707	130,600
借入金返済(公的金融)																					25,400
利子支払税	46	102	165	218	261	327	362	353	336	308	280	252	224	196	168	140	112	84	56	28	4,018
法人税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	323
(計)	23,389	31,631	36,938	34,823	29,083	37,912	73,384	123,122	153,643	153,334	153,526	152,718	152,411	152,238	151,795	151,832	151,313	150,870	150,553	150,704	2,215,259
当期繰越利益	1,411	1,188	1,288	1,857	1,939	1,983	1,757	1,366	6,712	12,367	17,830	24,101	30,679	37,430	44,624	51,761	59,437	67,556	75,982	84,267	525,565
(累計)	1,411	2,599	3,887	5,744	7,713	9,696	11,453	12,819	19,531	31,838	49,728	73,829	104,508	141,938	186,562	238,323	287,760	365,316	441,298	525,565	

*法人税(33%、地方税含む)は、累計利益が黒字転換した年度から2年間は無税、3年間は50%の減税が享受できる。

*対外借入れ先への利子支払税(利子支払に対する源泉課税)は対日支払の場合10%

*自己資金は当期残高が100万円台になるように導入した。

損益予備

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計	
単位：1,000円																						
農業収入	0	2,008	3,938	5,792	4,505	6,726	45,658	108,031	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989
農業生産費用																						
一般管理費	14,225	13,860	13,860	7,647	7,647	2,332	1,967	1,967	1,967	1,967	2,332	1,967	1,967	1,967	1,967	2,332	1,967	1,967	1,967	1,967	1,967	1,967
生産費	8,662	16,645	21,267	24,780	18,573	23,274	58,725	108,561	137,156	137,156	137,291	137,156	137,156	137,291	137,156	137,156	137,291	137,156	137,156	137,156	137,156	137,291
(計)	22,887	30,505	35,127	32,427	26,220	25,606	60,692	110,528	139,123	139,123	139,623	139,123	139,123	139,258	139,123	139,488	139,258	139,123	139,123	139,123	139,258	139,258
農業生産損益	-22,887	-28,497	-31,189	-26,635	-21,715	-18,880	-15,034	-2,497	19,866	19,866	19,366	19,866	19,866	19,731	19,866	19,501	19,731	19,866	19,866	19,866	19,731	19,731
(累計)	-22,887	-51,384	-82,573	-109,208	-130,923	-149,803	-164,837	-167,334	-147,468	-127,602	-108,236	-88,370	-68,504	-48,773	-28,907	-9,406	10,325	30,191	50,057	69,788	89,529	109,268
農業外費用																						
利子支払(JICA)	456	1,024	1,646	2,178	2,612	2,612	2,438	2,284	2,090	1,915	1,741	1,567	1,393	1,219	1,045	871	696	522	348	174	28,811	
利子支払(公的金融機関)						660	1,185	1,270	1,270	1,164	1,058	952	847	741	635	529	423	317	212	106	11,369	
利子支払税	46	102	165	218	261	327	362	353	336	308	280	252	224	196	168	140	112	84	56	28	4,018	
当期損益	-23,389	-29,521	-32,835	-28,813	-24,327	-21,492	-17,472	-4,761	17,776	17,951	17,625	18,299	18,473	18,512	18,821	18,630	19,035	19,344	19,518	19,557	40,931	
累計損益	-23,389	-52,910	-85,745	-114,558	-138,885	-160,377	-177,849	-182,610	-164,834	-146,883	-129,258	-110,959	-92,486	-73,974	-55,153	-36,523	-17,488	1,856	21,374	40,931	81,862	
法人税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	323	
税引後損益	-23,389	-52,910	-85,745	-114,558	-138,885	-160,377	-177,849	-182,610	-164,834	-146,883	-129,258	-110,959	-92,486	-73,974	-55,153	-36,523	-17,488	1,856	21,374	40,608	81,539	
税引後累計損益	-23,389	-52,910	-85,745	-114,558	-138,885	-160,377	-177,849	-182,610	-164,834	-146,883	-129,258	-110,959	-92,486	-73,974	-55,153	-36,523	-17,488	1,856	21,374	40,608	81,116	

*法人税(3.3%、地方税含む)は、累計損益が黒字転換した年度から2年間は免税、3年目から3年間は50%の減税が享受できる。

*村外債入り先への利子支払税(利子支払に対する源泉課税)は対日支払の場合10%

2) 資金借入・返済計画 (試験事業)

年度	借入金	借入残高	返済額	利子(2%)
1	22,800	22,800	0	456
2	28,400	51,200	0	1,024
3	31,100	82,300	0	1,646
4	26,600	108,900	0	2,178
5	21,700	130,600	0	2,612
6		121,893	8,707	2,612
7		113,186	8,707	2,438
8		104,479	8,707	2,264
9		95,772	8,707	2,090
10		87,065	8,707	1,915
11		78,358	8,707	1,741
12		69,651	8,707	1,567
13		60,944	8,707	1,393
14		52,237	8,707	1,219
15		43,530	8,707	1,045
16		34,823	8,707	871
17		26,116	8,707	696
18		17,409	8,707	522
19		8,702	8,707	348
20		0	8,702	174
合計	130,600		130,600	28,811

資金借入・返済計画 (本格事業)

年度	借入金	借入残高	返済額	利子(5%)
6	13,200	13,200	0	660
7	10,500	23,700	0	1,185
8	1,700	25,400	0	1,270
9		23,283	2,117	1,270
10		21,166	2,117	1,164
11		19,049	2,117	1,058
12		16,932	2,117	952
13		14,815	2,117	847
14		12,698	2,117	741
15		10,581	2,117	635
16		8,464	2,117	529
17		6,347	2,117	423
18		4,230	2,117	317
19		2,113	2,117	212
20		0	2,113	106
合計	25,400		25,400	11,369

3) 経営試算結果の概要

上記前提のもとに行った経営試算の結果概要を以下に示した。

表 試算結果の概要

単位：1,000円	試験事業年間	本格事業年間	全事業年間
栽培面積 (ヒーク時)	510.0 ㍔-	1,500 ㍔-	
	34.0 ha	100.0 ha	
苗圃場面積	130 ㍔-	60 ㍔-	
	8.7 ha	4.0 ha	
(事業費)	(1～5年度)	(6～20年度)	(1～20年度)
固定投資	0	0	0
運営費			0
一般管理費			
人件費	46,494	9,015	55,509
土地借料	485	1,455	1,940
事務所経費	745	2,235	2,980
施設使用料	1,490	4,470	5,960
保守管理費	2,315	6,945	9,260
燃料・オイル代	445	2,235	2,680
研究費	5,265	4,245	9,510
(小計)	57,239	30,600	87,839
生産費			
資機材費	61	0	61
採苗圃管理費	13,394	29,400	42,794
植付費	1,489	17,445	18,934
栽培管理費	53,860	623,627	677,487
収穫費	3,136	50,823	53,959
集荷費	34	1,406	1,440
貯蔵処理費	17,953	1,114,271	1,132,224
(小計)	89,927	1,836,972	1,926,899
合計事業費	147,166	1,867,572	2,014,738
(事業収入)			
貯蔵処理品売上	16,243	2,068,283	2,084,526
(資金調達)			
JICA借入金転貸	130,600		130,600
公的金融借入金転貸		25,400	25,400
自己資金	11,000	48,000	59,000
(当期損益黒字転換年)			9 年度
(累計損益黒字転換年)			18 年度
(税引後当期損益黒字転換年)			9 年度
(税引後累計損益黒字転換年)			18 年度

4) 事業費の概算

a. 一般管理費

一般管理費の明細を表に示した。

(1) 人件費

試験事業の運営・管理の実施体制は事業運営計画に示したとおり。図6 (P.44) に示した人員配置にかかる人件費を計上した。

日本人管理者を当初の3年間は9人月/年、4-5年度は4人月/年、定期的に派遣し、6年度以降は通常の出張ベースにて事業管理・品質管理に対応する。渡航・滞在費用を含む。先行事業と兼務する中国側の役員・スタッフの人件費は先行事業と折半して負担する。賃金のほか福利厚生費、住宅基金等の補助金として7ヵ月分を加えて19ヵ月/年とした。

(2) 土地借料 (管理部門)

本試験事業の実施者である合弁企業の事務所・工場用地 (約10ム) の取得に要した費用 (20年間の使用料、手続料等) を先行事業と折半して負担する。

(3) 事務所経費

事務所の運営管理に要する電気代、水道代、電話代、事務用品、紙類、日用雑貨等の費用を計上した。先行事業と折半して負担する。

(4) 施設使用料

一般管理部門としての既存施設・車両の借用に対し、これらの年間減価償却費相当額を先行事業との使用頻度によって定めた負担率に従って年間使用料として支払う。詳細は付属資料を参照。

(5) 保守管理費

施設使用料負担の対象となる施設・車両、及び後述する貯蔵処理に使用する施設・設備の維持管理に要する費用を年間保守管理費として計上した。詳細は付属資料を参照。

(6) 燃料・オイル代

使用料負担の対象となるトラックによる一般管理及び試験栽培の巡回指導に必要な走行距離は1-5年は15000Km (3000リットル)、6年以降は25000Km (5000リットル) と見込まれ、その燃料・オイル代を計上した。オイル代は燃料代の20%相当額とした。

(7) 研究費

現地での試験データの収集、官能テスト、精油成分量の測定、化学分析用試料の作成等に必要な資機材及びこれに当たる日本の研究機関からの調査員の派遣・滞在にかかる費用並びに日本での化学分析技術料を計上した。詳細は付属資料を参照。

b. 生産費用

(1) 資機材費

基礎試験の実施にかかる農器具、ビニールトンネル資材、育苗箱等の購入・作製にかかる費用を初年度に計上した。

基礎試験、応用試験の栽培管理作業に必要な資材、灌水用ポンプ（賃借料）は栽培費に、耕運機（賃借料）は植付費に計上した。農具は栽培管理に当たる農家が負担する。

(2) 栽培費

本事業では生産活動とともに優良株の選抜、植え付け用挿し木苗の供給担う採苗圃場と、生産活動のみを行う生産圃場を計画する。それぞれの維持管理に要する費用を採苗圃管理費、栽培管理費として計上した。また、複数年にわたって同一圃場で栽培を行うほか、収穫は植え付け年次の翌年となること等から、植付費と収穫費は維持管理費とは別建てで計上した。

単位：元/ムー	土地借料	資機材費	作業管理費	合 計 (元/ムー) (円/ムー)	
植付費	0	50	130	180	2,237
採苗圃管理費	2,000	408	221	2,629	32,670
栽培管理費	2,000	208	176	2,384	29,626
収穫費	0	0	200	200	2,485
採苗圃管理費合計(除く資機材費)				2,551	31,701
生産圃管理費合計(除く資機材費)				2,506	31,142

採苗圃管理費と栽培管理費は土地借料を含む。土地借料は現地の代表的作付け体系の平均収入を参考に設定した。

郎溪県農家収入例

単位：元

	第1作	収 益	第2作	収 益	第3作	収 益	合 計
例1	ナタネ	400	水稻	900	水稻	800	2,100
例2	ナタネ	270	スイカ	1,500	水稻	800	2,570
例3	小麦	300	スイカ	1,500	水稻	780	2,580
例4	レンコン	1,400	水稻	800	—	—	2,200
例5	ナタネ	400	豆類	1,100	—	—	1,500
例6	タバコ	1,200	豆類	1,100	—	—	2,300
例7	野菜	1,000	野菜	1,000	野菜	1,000	3,000

出所：農牧漁業局

(3) 収穫費

3地域に分布する栽培圃場と処理施設との平均距離は5Km前後、収穫したヨモギ葉の処理施設までの輸送には合弁企業所有のトラック2台を充当する。ヨモギ葉1トン当たりの輸送に要する燃料費を以下のように計上した。

トラック走行距離/リットル	5 Km/リットル
平均輸送距離/回	10 Km/回
燃料/回	2 リットル/回
トラック輸送量/回	1 トン/回
燃料費/リットル	2 元/リットル
燃料費/回	4元/回 = 50 円/トン

(4) 貯蔵処理費用

収穫後のヨモギ葉は処理施設まで輸送された後、以下の貯蔵処理行程を経て対日輸出される。

- 1) 選別：目視検査で雑草、夾雑物、羅病葉、虫害葉の除去する。
- 2) 洗浄：水洗いで、土等の汚れを落とす。
- 3) 煮沸：選別・洗浄した葉を約30分間煮沸する。
- 4) 冷却：煮沸した葉を冷却槽で冷却する。
- 5) 裁断：ミートチョッパーで裁断する。
- 6) 包装：1Kg/ビニール袋に計量し、真空包装する。
- 7) 殺菌：真空包装後、約30分間殺菌する。
- 8) 冷却：殺菌後、再び冷却槽で冷却する。
- 9) 冷凍：速凍庫で凍結させる。
- 10) 梱包：ダンボール箱に梱包する。
- 11) 冷蔵：梱包品を出荷時期まで冷蔵する。

この貯蔵処理に要する費用は、合併企業が独自に先行して建設する施設・設備を借用するとの立場から、その使用料と運転費用を以下のように計上した。使用料は年間減価償却費相当額を当てた。償却費、運転費の詳細は付属資料を参照

積算基礎（貯蔵処理費）	12.43 円 = 1 元
<hr/>	
貯蔵処理設備年間償却費	227,048 円
貯蔵処理設備運転費	594,000 円
（計）	821,048 円
平年時年間処理量	200,000 袋・Kg（処理葉）
償却費・運転費単価	4.105 元/袋・Kg・処理葉
包装容器（ホリ袋）	0.885 元/袋 11 円/袋
梱包資材（ケース、バンド、テープ、ウレタン）	0.169 元/袋 210 円/ケース
	100 袋/ケース
（計）	5.160 元/袋 = 64 円/袋
<hr/>	

年度別の事業支出概算額を表 に示した。

5) 事業収入の予測

a. 販売単価

事業収入として、貯蔵処理品の販売収入を計上した。日本国内でヨモギ原料の供給がタイトに推移する一方で、需要の微増傾向が予測される。一般大衆向け菓子原料としての市場を安定的に保つため、目標市場価格を参考に郎溪渡し価格を以下のように設定した。

----- (郎溪渡し価格) -----	
貯蔵処理品	119.3 円/Kg・袋

b. 販売収入予測

年度ごとの貯蔵処理品の販売収入を表 に示した。なお、天候異変、病虫害の発生等による減産はないものとした。

単位:1000円	販売収入
1~5年度	16,243
6~20年度	2,068,283
20年間合計	2,084,526

6) 資金調達計画

a. 試験事業期間

当初5年間の資金需要は、下表の収支差額に対応する 130,600,000円となり、国際協力事業団の試験的事業資金の借入金転貸により賄うものとした。年度毎の借入額を10万円の単位で整理した借入額は以下のとおり。本邦企業の借入金転貸に伴う費用を考慮し、年利2%の条件で転貸した場合の現地事業実施者の借入・返済計画を表 に示した。

表 資金需要 (1～5年度)

単位：1,000	1	2	3	4	5	合計
事業支出						
設備投資	0	0	0	0	0	0
運営費	22,887	30,505	35,127	32,427	26,220	147,166
(小計)	22,887	30,505	35,127	32,427	26,220	147,166
事業収入						
販売収入	0	2,008	3,938	5,792	4,505	16,243
収支差額＝資金	22,887	28,497	31,189	26,635	21,715	130,923
【調達】						
JICA借入金	22,800	28,400	31,100	26,600	21,700	130,600
自己資金	87	97	89	35	15	323

b. 本格事業期間

当初の資金需要は、下の表に示した収支差額に対応する 25,400,000円となり、公的長期低利資金の借入金転貸により賄うものとした。年度毎の借入額を10万円の単位で整理した借入額は以下のとおり。年利6%の条件で転貸した場合の現地事業実施者の借入・返済計画を表 に示した。

表 資金需要 (6～10年度)

単位：1,000	6	7	8	9	10	合計
事業支出						
設備投資	0	0	0	0	0	0
運営費	25,606	60,692	110,528	139,123	139,123	475,072
(小計)	25,606	60,692	110,528	139,123	139,123	475,072
事業収入						
販売収入	6,726	45,658	108,031	158,989	158,989	478,393
収支差額＝資金	18,880	15,034	2,497			36,411
【調達】						
公的金融借入金	13,200	10,500	1,700			25,400
自己資金	5,680	4,534	797			11,011

7) 経営試算

既述した事業費、事業収入等をベースとした損益予測、資金計画を表 、 に示した。

運營費

單位：1,000円	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
一般管理費	11,784	11,784	11,784	5,571	5,571	601	601	601	601	601	601	601	601	601	601	601	601	601	601	601	55,509
人件費	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	1,940
土堀肥料	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298	2,980
事務所経費	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	463	5,960
施設使用料	89	89	89	89	89	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	149	9,260
保守管理費	1,345	980	980	980	980	575	210	210	210	210	575	210	210	210	210	575	210	210	210	210	2,680
燃料・灯代	14,225	13,860	13,860	7,647	7,647	2,332	1,967	1,967	1,967	1,967	2,332	1,967	1,967	1,967	1,967	2,332	1,967	1,967	1,967	1,967	87,839
研究費																					
(小計)																					
生産費	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
資機材費	3,267	4,247	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	42,794
採苗圃管理費	416	425	380	179	89	1,118	1,118	1,253	1,118	1,118	1,253	1,118	1,118	1,253	1,118	1,118	1,253	1,118	1,118	1,253	18,934
植付費	4,918	9,362	13,806	15,109	10,665	16,294	29,626	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	677,487
栽培管理費	0	388	760	1,118	870	273	1,392	2,634	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	53,959
収穫費	0	4	8	12	10	5	31	74	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	1,440
集荷費	0	2,219	4,353	6,402	4,979	3,624	24,598	58,201	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	1,132,224
貯蔵処理費	8,662	16,645	21,267	24,780	18,573	23,274	58,725	108,561	137,156	137,156	137,291	137,156	137,156	137,291	137,156	137,156	137,291	137,156	137,156	137,291	1,926,899
(小計)																					
(合計)	22,887	30,505	35,127	32,427	26,220	25,606	60,692	110,528	139,123	139,123	139,623	139,123	139,123	139,258	139,123	139,488	139,258	139,123	139,123	139,258	2,014,738

項目	単価(元)	数量	負担率	価額(元)	(千円)	備 考	
人件費							
日本人管理者	100,000	/月・人	9	100	900,000	11,183	1-3年 定期派遣日本人技術者、6年日以降は通常の業務派遣社員のみ
			4	100	400,000	4,970	4-5年 で品質管理に対応する。
総経理	1,000	/月・人	19	50	9,500	118	1名 中国側人件費は賃金に福利厚生費、補助金(基金)等分として
副総経理	800	/月・人	19	50	7,600	94	1名 7ヵ月分を加算して年間19ヵ月分を支給、ここでは先行事業
主任	600	/月・人	57	50	17,100	212	3名 と折半して負担
経理	300	/月・人	19	50	2,850	35	1名
会計士	600	/年・人	1	50	300	4	1名
運転手	300	/月・人	19	50	2,850	35	1名
警備員	300	/月・人	38	50	5,700	71	2名
技術顧問(高級)	1,200	/年・人	1	100	1,200	15	1名 現地農牧漁業局から顧問として技術者を迎え入れる。
同 (中級)	800	/年・人	1	100	800	10	1名
同 (技術員)	600	/年・人	1	100	600	7	1名
(小計 1-3年)					945,900	11,784	
(小計 4-5年)					445,900	5,571	
(小計 6年度以降)					45,900	601	
土地借料	312,688	/20年	0.05	50	7,817	97	条件:面積約10ha、手数料等含む20年間、先行事業と折半して負担
事務所経費	2,000	/月	12	50	12,000	149	電気代、水道代、石炭代、電話代、日租雑賃、計器、事務所備品、紙類等
施設使用料	23,960	/年				298	付属資料
保守管理費	74,597	/年		50	37,298	463	付属資料
燃料・エネルギー代							
(1-5年度)	2	/リットル	3,000	100	7,200	89	6年日以降は5000リットル、オイル代は燃料代の20%とした。
(6年度以降)	2	/リットル	5,000	100	12,000	149	
研究費							
(1年度)	1,345,000	(円)		100		1,345	付属資料
(2-5年度)	980,000	(円)		100		980	
(6年度以降)	210,000	(円)		100		210	
(6・11・16年)	575,000	(円)		100		575	
合 計					14,225	(1年度)	
					13,860	(2-3年度)	
					7,647	(4-5年度)	
					1,967	(6年度以降)	
					2,332	(6・11・16年)	

施設・車両使用料

12.43 円 = 1 元

項 目	価額(元)	耐用年数	減価償却費	負担率	負担額	備 考
施設・設備						
事務所	170,000	20	8,500	20	1,700	タイル床/コンクリート床
配電工事	40,000	20	2,000	20	400	配電/電気設備一式、登録・申請料
水道工事	155,000	20	7,750	20	1,550	水道配管/流し台、シンク等設備一式、登録・申請料
工具宿舍	54,000	20	2,700	50	1,350	180m ² 、2階屋
倉庫/事務室	53,000	20	2,650	50	1,325	
車両格納庫	15,000	20	750	50	375	2台分
トイレ	30,000	20	1,500	50	750	水洗式
排水処理池	4,000	20	200	50	100	沈澱池
コンクリ舗装通路	8,400	20	420	50	210	工場内南側
コンクリ舗装通路	24,000	20	1,200	50	600	工場内北側
配電室	4,000	20	200	50	100	
外周壁	30,000	20	1,500	50	750	煉瓦壁
(小計)	587,400				9,210	
車両						
乗用車	100,000	8	12,500	50	6,250	董事長・役員用
トラック	50,000	5	10,000	50	5,000	資機材・原料運搬
トラック	35,000	5	7,000	50	3,500	資機材・原料運搬
(小計)	185,000				14,750	
価額合計	772,400					
施設・車両使用料					23,960 元 =	297,718 円/年

保守管理費

項 目	価額 (元)		備 考
一般管理部門 借用設備価額 保守管理費	772,400	23,172	設備投資額の3%とした
生産管理部門 借用設備価額 保守管理費	1,714,150	51,425	設備投資額の3%とした
	合計	74,597 元/年	

研究費

項 目	単価 (円)	数量	価額 (円)	備 考
化学分析用資機材				
精油抽出器	30,000	5	150,000	初・6・11・16年度に日本で購入し、現地へ据え付ける。ソックスレー式精油抽出器5台
湯煮器	100,000	1	100,000	
冷却用ゴム管	500	10	5,000	
ガラス器具一式	50,000	1	50,000	
上皿天秤	20,000	3	60,000	
(小計)			365,000	10m 3台
化学分析費				
分析用試薬 (現地)	30,000	2	60,000	ノルマルヘキサン、18リットル/本 試薬、消耗資材、機材等を含む。
分析技術料 (日本/1-5年度)			500,000	
(日本/6年度以降)			150,000	
(小計) (日本/1-5年度)			560,000	
派遣費				
航空賃	130,000	2	260,000	日本の研究機関から収穫シーズンに調査員を2人月派遣する。1-5年度
滞在費	80,000	2	160,000	
(小計)			420,000	
(合計)				
	1年度		1,345,000 円	
	2-5年度		980,000 円	
	6年度以降		210,000 円	うち6・11・16年度 575,000 円

生産費

単位：1,000円	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計	
苗圃面積 (a-)	100	130	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1,310
植付面積 (a-)	186	190	170	80	40	500	500	560	500	500	560	500	500	500	500	500	560	500	500	500	560	8,466
栽培面積 (a-)	166	316	466	510	360	550	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	22,868
収穫面積 (a-)	0	156	306	450	350	110	560	1,060	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	21,712
(ha)	0.0	10.4	20.4	30.0	23.3	7.3	37.3	70.6	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	1,446

費用単価 (円/a-)

採苗圃管理費	32,670
植付費	2,237
栽培管理費	29,626
収穫費	2,485
集荷費 (円/a-)	50
貯蔵処理費 (円/kg)	64

生産費 (千円)

資機材費	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
採苗圃管理費	3,267	4,247	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960	42,794
植付費	416	425	380	179	89	1,118	1,118	1,253	1,118	1,118	1,253	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,253	1,118	1,118	1,118	1,118	1,253	18,934
栽培管理費	4,918	9,362	13,806	15,109	10,665	16,294	29,626	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	44,439	677,487
収穫費	0	368	760	1,118	870	273	1,392	2,634	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877	53,959
集荷費	0	4	8	12	10	5	31	74	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	1,440
貯蔵処理費	0	2,219	4,353	6,402	4,979	3,624	24,598	58,201	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	85,654	1,132,224
(合計)	8,662	16,645	21,267	24,780	18,573	23,274	58,725	108,561	137,156	137,156	137,156	137,156	137,156	137,156	137,156	137,156	137,156	137,156	137,156	137,156	137,156	1,926,899	

資機材費

項 目	単価 (元)	数量	価額 (元)
試験栽培管理用			
クワ	5	20	100
スコップ	6	10	60
移植用コテ	2	20	40
除草用カマ	4	20	80
灌水用ホース	6	50	300
ジョロ	35	3	105
メジャー	13	50	650
背負式噴霧器	50	5	250
収穫用ハサミ	18	20	360
(小計)			1,945
収穫適期判定試験区用 (1A-)			
トンネル用ビニール		800	800
トンネル用支柱		1,700	1,700
(小計)			2,500
増殖・育苗技術試験区用			
木箱 (50個)	10	50	500
(合計)			4,945

基礎試験区に充当するため初年度のみ計上

生産費明細（栽培管理費/ムー：666m²）

12.43 円 = 1 元

項 目	資機材所要量	回数	単価 (元)	価額 (元)	労務/ (人時)	労務量 (人時)	摘 要
(作業項目)							
苗採取・挿し木							
植付準備/耕運トラクター	1	0	50	0.0	8	0	請負耕運作業：50元/1ムー
植付準備/畦立て						0	
基肥 堆肥 400/Kg	200	1	0.5	100.0	4	4	2・3年目は追肥
植え付け						0	
除草						80	株周囲の人力除草
かんがい ホンゾ	2	2	20	80.0	4	8	請負揚水費：20元/時間、1.5KWホンゾ
病虫害防除							
花基部切除						8	試験圃場及び周辺地域の自生ヨモギを対象
地上部刈取り						8	
排水溝・溝切り						32	
収穫						0	
追肥 化成肥料20/Kg	20	1	1.4	28.0	1	1	
(小計)				208.0		141	
土地借料				2,000			作業管 10 元/人日
資機材費				208			1.3 元/人時
作業管理費				176			15.53 円/人時
合 計				2,384 元			= 29,626 円

生産費明細（収穫費/ムー：666m²）

12.43 円 = 1 元

項 目	資機材所要量	回数	単価 (元)	価額 (元)	労務/ (人時)	労務量 (人時)	摘 要
(作業項目)							
苗採取・挿し木						0	
植付準備/耕運トラクター	1	0	50	0.0	8	0	請負耕運作業：50元/1ムー
植付準備/畦立て						0	
基肥 堆肥 400/Kg	400	0	0.5	0.0	4	0	2・3年目は追肥
植え付け						0	
除草						0	株周囲の人力除草
かんがい ホンゾ	3	0	20	0.0	4	0	請負揚水費：20元/時間、1.5KWホンゾ
病虫害防除							
花基部切除						0	試験圃場及び周辺地域の自生ヨモギを対象
地上部刈取り						0	
排水溝・溝切り						0	
収穫						160	
追肥 化成肥料20/Kg	20	0	1.4	0.0	1	0	
(小計)				0.0		160	
土地借料				0			作業管 10 元/人日
資機材費				0			1.3 元/人時
作業管理費				200			15.53 円/人時
合 計				200 元			= 2,485 円

生産費明細 (採苗圃管理費 / 1ム - : 666m²)

12.43 円 = 1 元

項 目	資機材所要量	回数	単価 (元)	価額 (元)	労務/ (人時)	労務量 (人時)	摘 要
(作業項目)							
苗採取・挿し木						32	
植付準備 / 耕運トラクター	1	0	50	0.0	8	0	請負耕運作業 : 50元 / 1ム -
植付準備 / 畦立て						0	
基肥 堆肥 400/Kg	400	1	0.5	200.0	4	4	2・3年目は追肥
植え付け						0	
除草						80	株周囲の人力除草
かんがい ホンゾ	3	3	20	180.0	4	12	請負揚水費 : 20元 / 時間、1.5KWホンゾ
病虫害防除						8	試験圃場及び周辺地域の自生ヨモギを対象
花茎部切除						8	
地上部刈取り						8	
排水溝・溝切り						32	
収穫						0	
追肥 化成肥料20/Kg	20	1	1.4	28.0	1	1	
(小計)				408.0		177	
土地借料				2,000			作業管 10 元/人日
資機材費				408			1.3 元/人時
作業管理費				221			15.53 円/人時
合 計				2,629 元			= 32,670 円

生産費明細 (植付費 / 1ム - : 666m²)

12.43 円 = 1 元

項 目	資機材所要量	回数	単価 (元)	価額 (元)	労務/ (人時)	労務量 (人時)	摘 要
(作業項目)							
苗採取・挿し木						0	
植付準備 / 耕運トラクター	1	1	50	50.0	8	8	請負耕運作業 : 50元 / 1ム -
植付準備 / 畦立て						64	
基肥 堆肥 400/Kg	400	0	0.5	0.0	4	0	2・3年目は追肥
植え付け						32	
除草						0	株周囲の人力除草
かんがい ホンゾ	3	0	20	0.0	4	0	請負揚水費 : 20元 / 時間、1.5KWホンゾ
病虫害防除						0	試験圃場及び周辺地域の自生ヨモギを対象
花茎部切除						0	
地上部刈取り						0	
排水溝・溝切り						0	
収穫						0	
追肥 化成肥料20/Kg	20	0	1.4	0.0	1	0	
(小計)				50.0		104	
土地借料				0			作業管 10 元/人日
資機材費				50			1.3 元/人時
作業管理費				130			15.53 円/人時
合 計				180 元			= 2,237 円

積算基礎（貯蔵処理費）

12.43 円 = 1 元

貯蔵処理設備年間償却費	227,048 元		
貯蔵処理設備運転費	594,000 元		
（計）	821,048 元		
平年時年間処理量	200,000 袋・Kg（処理葉）		
償却費・運転費単価	4.105 元/袋・Kg・処理葉		
包装容器（ポリ袋）	0.885 元/袋	11 円/袋	
梱包資材（ケース、バンド、テープ、ウレタン）	0.169 元/袋	210 円/ケース	100袋/ケース
（計）	5.160 元/袋 =	64 円/袋	

貯蔵処理設備償却費

項目	単価(元)	数量	価額(元)	耐用年数	減価償却費	備考
荷受・一時保管場 処理場	500	35	17,500	20	875	処理場建て屋周囲の約500m ² をコンクリート敷設、35元/m ²
建屋			160,000	20	8,000	580m ² 、簡易実験室
配電工事			5,000	20	250	配管工事
水道工事			10,000	20	500	配管工事、建屋内のみ
蒸気配管工事			10,000	20	500	配管工事、建屋内のみ
ボイラー室						
ボイラー建屋			95,000	20	4,750	
ボイラー			202,100	8	25,263	蒸発量2トン/時間
据付工事			15,000	8	1,875	
水ろ過器			123,000	8	15,375	40トン/時間
冷凍庫						
速凍冷凍設備一式			375,300	10	37,530	速凍庫：20m ² (-20~-25℃)、台車15台収納
建屋			30,000	20	1,500	冷凍庫：18m ² (-15~-20℃)、10トン格納
基礎工事			25,000	10	2,500	
配電室			11,200	10	1,120	
処理場内設備						
防虫のれん	4,700	4	18,800	5	3,760	4枚
移動クレーン	38,000	1	38,000	5	7,600	吊上能力500kg、揚程3m、手動式
選別台	6,200	5	31,000	5	6,200	4人用(90×180×90cm)、5台
洗浄槽	7,700	3	23,100	5	4,620	4人用(90×180×90cm)、3台
ポイル槽	13,100	3	39,300	5	7,860	730リットル(70×190×60cm)、3台
冷却槽(1)	4,200	1	4,200	5	840	1440リットル(80×300×60cm)、ポイル後の冷却
殺菌槽	7,700	2	15,400	5	3,080	2000リットル、2台
冷却槽(2)	7,700	2	15,400	5	3,080	2000リットル(80×300×60cm)×2台、包装/殺菌後の冷却
脱水機	18,000	1	18,000	5	3,600	50kg
殺菌用棚	18,500	2	37,000	5	7,400	32盆/台、2台
冷凍用棚台車	2,600	14	36,400	5	7,280	64盆/台、14台
冷凍用アルミ盆	160	1,000	160,000	5	32,000	冷凍用、8袋/盆、1000枚
ステンレス金網盆	250	130	32,500	5	6,500	殺菌用、8袋/盆、130枚
温度調節器	11,000	1	11,000	5	2,200	殺菌槽用
プラスチック	63	50	3,150	5	630	90リットル、50個
裁断器	4,300	2	8,600	5	1,720	250kg/時間、2台
金属探知器	77,000	1	77,000	5	15,400	
秤量器	620	5	3,100	5	620	5台
真空包装機	25,400	2	50,800	5	10,160	180袋/時間、2台
梱包機	12,300	1	12,300	5	2,460	
価額合計			1,714,150			
(年間償却額)					227,048元/年	

貯蔵処理設備運転費

項目	内容	価額単価	価額(元)	備考
人件費				
班長人件費	20人月分	600元/人月	12,000	
労務費	3ヵ月分	300元/人月	117,000	130人/月
燃料費				
石炭燃料代	90日分	1,000元/トン	351,000	300Kg/時間 13時間/日
電気代	5ヵ月分	18,000元/月	90,000	
水道代	3ヵ月分	8,000元/月	24,000	
(年間運転費)			594,000元	

12.43 円 = 1元

生産・販売計画

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計	
単位：1,000円																						
試験栽培面積																						
苗圃面積 (a-)	100	130	60	60	60	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	666
植付面積 (a-)	186	190	170	80	40			60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	780
栽培面積 (a-)	166	316	466	510	360	50																1,868
収穫面積 (a-)	0	156	306	450	350	110	60															1,432
本格栽培面積																						
採苗圃場																						
植付面積																						
栽培面積																						
収穫面積																						
生産圃場																						
植付面積																						
栽培面積																						
収穫面積																						
苗圃面積 (a-)	100	130	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1,310
植付面積 (a-)	186	190	170	80	40	500	500	560	500	560	500	500	500	560	500	500	560	500	500	500	500	8,466
栽培面積 (a-)	166	316	466	510	360	550	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	22,868
収穫面積 (a-)	0	156	306	450	350	110	560	1,060	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	21,712
(ha)	0.0	10.4	20.4	30.0	23.3	7.3	37.3	70.6	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	1,446
単位収量 (kg/ha)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.5	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
生産生産量 (Ton)	0	86.5	169.8	249.7	194.2	91.5	621.4	1,470.2	2,163.6	2,163.6	2,163.6	2,163.6	2,163.6	2,163.6	2,163.6	2,163.6	2,163.6	2,163.6	2,163.6	2,163.6	2,163.6	28,847
原葉選別歩留 (%)	80	80	80	80	80	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
原料生産量 (Ton)	0	69.2	135.8	199.7	155.3	87.0	590.3	1,396.7	2,055.5	2,055.5	2,055.5	2,055.5	2,055.5	2,055.5	2,055.5	2,055.5	2,055.5	2,055.5	2,055.5	2,055.5	2,055.5	27,299
貯蔵処理歩留 (%)	50	50	50	50	50	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
貯蔵処理(販売)量 (Ton)	0	34.6	67.9	99.9	77.7	56.5	383.7	907.8	1,336.0	1,336.0	1,336.0	1,336.0	1,336.0	1,336.0	1,336.0	1,336.0	1,336.0	1,336.0	1,336.0	1,336.0	1,336.0	17,661
販売単価 (円/kg)	58	58	58	58	58	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119
販売収入 (千円)	0	2,008	3,938	5,792	4,505	6,726	45,658	108,031	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	158,989	2,084,526

販売価格 (貯蔵処理品 / Kg) 12.43 円 = 1

C I F 大阪港価額 150 円/Kg = 袋 (新規市場開拓目標価格
200 ケース/コンテナ・407イ 100 袋/ケース
3,000,000 円/コンテナ・20トン・20,000袋

海上運賃(蕪湖-大阪) 5,000 US\$/コンテナ 通関料含
= 549,250 円/コンテナ 109.85 円/US\$

保管料(蕪湖冷凍庫) 3,600 元/コンテナ分 1.5 元/トン・
= 44,732 円/コンテナ分 120 日(平均

陸上輸送費(郎溪-蕪湖) 1,600 元/コンテナ分 運賃 0.5
= 19,881 円/コンテナ分 140
4
280
通行料 40
合計 320

(合計) 613,863 円/コンテナ分

郎溪渡し価格 2,386,137 円/コンテナ分 (20,000袋)
119.3 円/kg・袋

安徽省企業投資案内
外国企業の投資奨励に関する安徽省人民政府の若干の規定
(1986年11月24日)

第1条 投資環境をさらに改善し、外国の企業およびその他の経済組織または個人が安徽省内で中外合弁企業、中外合作企業、全額外資企業（以下「外国投資家投資企業」という）を設立するにあたり、特に本規定を定める。

第2条 外国投資家投資企業の用地使用料は、下記の基準によって徴収する。

- (1) 開発費と使用料を総合的に計算・徴収する地区では、製品輸出企業および先進技術企業に対し、1平方メートル当たり年間3元～10元とする。その他の企業は1平方メートル当たり年間5元～20元とする。
- (2) 開発費を1回で計算・徴収するか、企業自らが用地を開発する地区では製品輸出企業と先進技術企業に対し、当初5年間の使用料を免除する。以後の使用料は1平方メートル当たり年間1元を超えない範囲とし、その他の企業は1平方メートル当たり年間3元を超えない範囲とする。

第3条 開発およびエネルギー、交通、原材料生産、インフラ建設にかかわる中外合弁、合作企業は、当初の5年間、国家の規定により企業所得税を減免する。期限満了後は、関係機関の認可を受け、企業所得税の半額納付を延長することができる。

第4条 農業、牧畜業、林業等、利潤の低い事業および未発達な地区に設立された中外合弁、合作企業は、当初の5年間、国家の規定により企業の所得税を減免する。期限が満了した後においても関係機関の認可を受け、10年延長して30%の軽減税率で、企業所得税を納付することができる。

第5条 先進技術企業に対しては、規定により企業所得税を減免する。期限が満了した後に納税が困難な場合は、税務部門の認可を受け、企業所得税の半額納付を延長することができる。

第6条 外国投資家投資企業に対しては、一律に地方所得税を免除する。

第7条 外国投資家投資企業に必要な建設資材および生産設備、原材料、燃料、デバイス、交通手段、通信施設等、プロジェクトに必要なものは各所管部門が供給計画に組み入れ、国営企業への提供と同一価格で提供する。

第8条 外国投資家投資企業に対し、中国側の固定資産の投資貸付金指標および企業の流動資金の貸付金指標が国家の規定した専門項目を満たしていれば、関係銀行の審査を経て優先的に貸付ける。

第9条 外国投資家投資企業の生産品が国内で輸入するものと性能、品質、価格が基本的に等しければ関係部門の認可を受け、すべてを国内市場で販売することができる。その場合、一部分、またはすべてを外貨で決済できる（買い手が外貨で支払うか、認可した関係部門が外貨を取り入れる）。国内企業または各国内機関が外国投資家投資企業に商品と労働力を提供する場合、国家が特別に規定している以外は、外貨を必要としない。

第10条 中外合弁企業および中外合作企業は、輸出を拡大し外貨の獲得を目的に外資パートナーのルートを通じ、国内の事業計画にない製品を輸出することができる。

第11条 外国投資家投資企業より提出されたプロジェクト提案書とフィジビリティースタディー報告に対する省政府の審査・認可機関の回答は、前者に15日、後者に30日以内とし、契約（規定を含む）と登録申請は20日以内とする。国の関係部門が審査・認可しなければならないものについては、省の関係機関として速やかに申請し、積極的な連絡のもとで処理する。

第12条 本規定は公布の日から施行し、省対外経済貿易委員会が解釈の責任を負う。

国家^{ハイテク}高^{ハイ}新^{テク}技術産業開発区に対する若干政策の暫定規定

(国家科学技術委員会 1992年 3月)

第1条 我が国の高^{ハイ}新^{テク}技術産業開発区の建設をもちたて、高^{ハイ}新^{テク}技術産業の発展を促進する目的で本規定を定める。

第2条 本規定は国家高^{ハイ}新^{テク}技術産業開発区（以下「開発区」という）国家科学技術委員会が制定した「国家高^{ハイ}新^{テク}技術産業開発区高^{ハイ}新^{テク}技術企業の認定条件と方法」に基づき、認定された高^{ハイ}新^{テク}技術企業（以下「開発企業」という）に適用する。

第3条 本規定は徴税政策を除いた各優遇政策を含む。

第4条 輸出入品の関税優遇措置は、下記の規定による。

- (1) 開発区内に設立された開発企業が輸出品を生産する目的で原材料と部品を輸入する場合、輸入認可証を必要としない。税関は輸出契約書と開発区の認可文書のみ確認する。
- (2) 税関の認可を受けた開発企業は、開発区内に保税倉庫、保税工場を設立することができる。税関は材料輸入加工の関係規定に基づき実際の加工輸出入の数量をもとに、輸入税と輸入製品税、付加価値税を免除する。
- (3) 開発企業の生産する輸出品は国家の輸出制限、または別に規定されている製品を除き、すべての輸出税を免除する。
- (4) 保税商品を国内市場で販売する場合は、認可を受けた審査部門と税関の許可を受け、規定に基づき納税する。そのうち国家が実施する分配定額および輸入許可証管理に属する製品は、国家の関係規定に基づき輸入手続きと輸入許可の申請をしなければならない。
- (5) 開発企業が高^{ハイ}新^{テク}技術開発に用いる国内で生産できない機器と設備を輸入する場合は、審査部門の承認と税関の審査を経た後に輸入税を免除する。
また、税関は必要時に開発区で輸入品の管理をする機構の設立もしくは監督管理チームを派遣する。

第5条 輸出入業務に係わる規定

- (1) 対外経済貿易部の認可を受け、開発区で高^{ハイ}新^{テク}技術製品の国際市場向け技術輸出入会社を設立できる。
- (2) 国家の関係規定に基づき開発企業には輸出業務を比較的スムーズに行えるよう対外貿易の経営権を付与することができ、また、業務の必要によっ

ては、関係部門の認可を受け、海外で支店、支部などを設立することができる。

第6条 資金貸付に係わる規定

- (1) 銀行は開発企業を積極的に支持し、その開発と生産建設に必要な資金を調達することができる。
- (2) 銀行は開発企業の開発を促進するため、一定額の長期債券を発行でき、広く社会から資金を集めることができる。
- (3) 関係部門は、開発区でリスクの伴う高技術製品の開発に用いる投資基金を設立でき、また、条件を満たした開発区ではリスク負担会社を設立することができる。

第7条 開発企業の生産、経営に必要なインフラは、統一計画にそって建設し、優先的に当地の固定資産投資のなかに繰り入れる。

第8条 当地人民政府の認可を受けた開発企業は、国家重点建設債券の購入を免除できる。

第9条 開発企業で開発された高技術製品は、概ね各項目の指標が同種の輸入品の水準に達し、かつ一定の生産規模をもつ場合は、国家科学技術委員会と関係部門の審査を経た後、現行の輸入管理法に基づき輸入を制限する。

第10条 開発企業で開発された国家指令価格（国家指導価格を含む）に属する新製品は特定品の定価を物価部門に申請することを除き、企業自ら試験販売価格を定めて販売することができる。試験販売期間は規定の期間とし、物価部門と業務主管部門に報告するとともに、記録にとどめなければならない。国家指令価格に属していない高技術製品については、企業自らで販売価格を定めることができる。

第11条 高技術開発および高技術製品の生産に用いる開発企業の機器、設備は減価償却ができる。

第12条 開発企業が開発区内で納付した各項目の税金は、中央財政に影響を与えない限り、安徽省人民政府の承認のもと1990年を基準にして計算する。これ以後、新たに増加した部分は5年以内に開発区に還付し、開発の建設に使うものとする。

第13条 開発企業のビジネス・技術者が1年間に数回外国へ行く場合は、国務院弁公庁の〔1990〕9号文書を用いる。

第14条 各地区、各部門は、労働力の手配および労働者・職員を募集するおり、開発企業に対しては、大学・大学院生、留学生および帰国専門家を優先することに配慮する。

第15条 国家が承認した開発区が所在する省、自治区、直轄市または計画に関与する市人民政府は、本規定に基づいて具体的な実施規定を制定することができる。

第16条 国家科学技術委員会および関係部門は開発区に対して進捗検査を行い、なかに管理不善、または発展が緩慢なところがあれば、優遇政策の実行を中断し、開発区の資格を取り消す。

第17条 本規定は国家科学技術委員会および関係部門が解釈の責任を負う。

第18条 本規定は国務院の承認を受けた日から施行する。

ハイテク
国家高技術産業開発区納税政策に係わる規定

(国家税務局 1991年3月)

第1条 我が国の高技術産業の順調な発展と高技術産業開発区の建設をさらに進めるため、本規定を定める。

第2条 本規定の適用範囲は国务院が認可した高技術産業開発区（以下「開発区」という）で認められた高技術企業（以下「開発企業」という）に限る。

第3条 開発区と開発区企業の認定条件と基準、高技術およびその製品の範囲は国家科学技術委員会の統一規定に基づく。

第4条 開発区企業は認可日から15%の所得税を減免する。

第5条 開発区企業輸出製品の生産額はその年の総生産額の70%以上に達した場合は、税務機関の査定を経て10%の所得税を減免する。

第6条 新しく設立された開発区企業は、税務機関の承認により生産初年度から2年間の所得税を免除する。新しく設立された中外合弁の開発区企業の合弁期間が10年以上あれば税務機関の承認を受け、利潤が発生した年度から起算して2年間の所得税を免除する。

経済特区と経済技術開発区における外資系開発区企業に対しては、従来どおり特区または経済技術開発区の各項目の納税政策が適用され、上述2条が規定している制限を受けない。

免税期間の満了後も納税が困難な企業は、税務機関の承認のもと期間を定めて適度に免税する。

第7条 国内投資で設立された開発区企業が、技術移転およびその過程で生じる技術移転関係の技術コンサル、技術サービス、技術訓練から得た年間30万元以下の純収入は、暫定的に所得税を免除する。30万元を超えた部分については基準税率に基づき所得税を徴収する。ハイテク産業の育成を目指すタイマツ計画に属する高技術製品に対しては、新製品税の減免条件を適用する。また、製品税、付加価値税を減免した分は、規定により技術開発に充当でき、所得税を徴収しない。

第8条 国内投資で設立された開発区企業に対して減免した税金は、国家扶助基金として単独に計算し、関係部門の監督のもとで高技術および製品の開発に充当する。

第9条 連合経営企業に属する開発企業の投資者に配分する利潤は、開発区に納付する税金を差し引いた後のものとする。

第10条 国内投資の開発区企業は、一律に国家の現行規定に基づき奨励金税を納付するが、下記の奨励金は納税しない。

- (1) 技術移転、技術コンサル、技術サービス、技術訓練から得た収入の15%を超えない部分。
- (2) 高技術製品輸出企業は、国家の規定によって輸出奨励金から労働者・職員に配分する奨励金が平均月給の1.5ヵ月を超えない部分。
- (3) 国家の規定に適合する他の免税奨励金。

上述の(1)(2)を合わせた年間の労働者・職員にかかる平均免税奨励金が月給の2.5ヵ月を超えない場合の税金は、2.5ヵ月を基準にして計算する。また、2.5ヵ月を超えた場合は、実際の免税奨励金をもって計算する。

第11条 国内投資で設立された開発区企業が自己調達した資金で技術開発と生産・経営用の建物を建てる場合、国家産業政策によって建築税の徴収ならびに免除を確定する(または、投資方向調整税)。

第12条 開発区企業の貸付金は一律に所得税を徴収してから還付する。

第13条 開発区における非開発区企業に対しては、現行の国家納税政策に基づき、本規定を用いない。開発区企業に認められた企業の状況に変更があり、開発区企業の条件と基準に適合しない場合は、本規定を継続しない。

第14条 過去に本規定と抵触する納税政策があれば一律に廃止し、改めて本規定を施行する。

第15条 国家税務局は、本規定の解釈の責任を負う。

第16条 本規定は国务院の承認を受けた日から施行する。

外商投資を励す優惠政策について（試験履行）

第一条 対外開放政策をもう一步進むため、外商投資をもっとよく吸引するため、本政策を制定する。

第二条 土地所有権と使用権区別の原則に基づく、下記のように外商に最高年限で使用権を譲渡する。

- (一) 住居用地80年
- (二) 工業用地60年
- (三) 科学、技術、教育、文化、体育用地50年
- (四) 商業、観光と娯楽性産業用地50年
- (五) 総合用地とその他用地50年
- (六) 臨時用地3年

第三条 外商投資企業に土地使用権の譲渡金の取り入れる方法はそれぞれ以下のような優惠政策がある。

- (一) 非耕地を開発する。主な工業の新開発区を建設する。現地の標準土地譲渡に基づく20%を取り入れる。
- (二) 非耕地を開発する。農林牧魚産業の発展のため使用する。現地の標準土地譲渡金に基づく20%を取り入れる。
- (三) 非耕地を開発して高科学技術項目を建設する場合、譲渡金を免除する。耕地を占めて使用して高科学技術項目を建設する場合、現地の標準譲渡金に基づく50%を取り入れる。
- (四) 耕地を使用する房地產開発する場合、現地標準譲渡金に基づく履行する。耕地使用するとその他産業を開発する場合、現地標準譲渡金に基づく70%を取り入れる。
譲渡金は一回で納入する場合5%を割引する。一回の納入は確実に困難があれば、契約して分割で納入することが出来る。

第四条 県政府は二から三ヶ経済小区を開発する。“三連一平”“五連一平”など基礎施設を作る。外商の投資によい外部環境を作る。外商が経済小区に投資することが県政府は励す。経済小区内に投資する工商企業に、土地譲渡金は毎平方メートル10元から20元とする。又は、現地譲渡金標準の50%を取り入れる。

第五条 外商は職場と場所を賃貸する場合、賃貸金は双方で商談決定する。賃貸期は10年以上となると、職場の月賃貸金は一般なら毎平方メートルで3元から10元。場所の月賃貸金は一般なら毎平方メートルで1元から3元とする。

第六条 外商投資者は場所使用費を納める方式で土地使用権を取ることが出来る。外商投資企業の場所使用費に対し、以下の優惠をさせます。

- (一) 開発費と使用費が総合計算して納入する場合、生産品輸出産業と先進技術企業は毎年、毎平方メートルで3元以下とする。その他産業は毎年、毎平方メートルで3元から6元とする。
- (二) 開発費一回で計算して納入する。又は、自所で場所開発する場合、その使用費は生産輸出企業と先進技術企業で、始めの5年間が免除とする。その後、毎年、毎平方メートルで1元以下とする。その他企業は毎年、毎平方メートルで2元以下とする。
- (三) 現在持ち場所を利用する作った外商投資企業は、開業年度から5年内に土地使用費を免除する。土地使用費は実際の使用した年度で計算して納める。一

ツ年度に足りない場合、免除する。土地使用費は始めの5年以内に調整しない。今後、経済発展に基づいて、提供と需要状況及び環境条件の変化によって調整することが必要なら、上記範囲内に適当に調整する。調整の時間間隔は5年とする。

第七条 外商投資企業の経営期限は十年以上のものは、税面は以下のように優遇させます。

- (一) 利権を取れる年度から始め五年間に企業所得税を免除する。第二回目の五年間は所得税を半分、減免税期限終了後の十年内に申告すれば、企業所得税を減することも出来る。
- (二) 許可される経営期限内に地方所得税をすべて免除する。
- (三) 納税義務発生する年度から、三年内に工商統一税を免除する。輸出生産品は国家が別の規定がある限り、工商統一税が免除する。国内販売生産品は、納税はたしか困難があれば、期限終了後、一定期間内に工商統一税を減免することが申告できる。
- (四) 外商独自で作る生産型企業は、固定資産投資方向調整税を免除する。
- (五) 外商投資者はその企業からもらう利益を国外に振込する場合、振込額の所得税を免除する。外商投資企業の外籍工作人員及びその代理人の給料、所得は個人所得税を免除する。
- (六) 外商投資企業の外商投資者は、企業からもらった納税後の利益を、その企業に直接再投資する。登記資本を増加とする。又は、資本として本県でその他外商投資企業をする場合、経営期は5年以上のもので、再投資部分のすでに納入した所得税を全部返します。その再投資部分の新しい増加する利益に対し、同じく関係減免税の優遇を受けられます。

第八条 外商投資企業に対し、その生産経営に需要の水、電気、燃料、運輸道具と通信設備は優先的に提供します。そして、本県国営企業の標準で費用を取り入れる。

第九条 外商投資企業の合法權益を確実に保護する。外商投資企業が市場の需要によって生産計画を立て、需要物資の購入などことを励す。外商投資企業は、その許可される企業規則、契約、協議の範囲内に独立の生産経営労働用工機構など設置、給料配分などの自主権がある。外部影 に受けられない。

第十条 外商の投資項目の許可が早くするため、県政府は各職業部門からエリート人員を調達し、“県招商亦”に集中して統一仕事する。外商投資企業の項目提案書などは“県招商亦”が統一受付します。県政府関係部門に許可の属する項目提案書及び“可行性研究報告”それぞれに五日と十日以内に許可いたします。企業規則、契約、協議と登記登録申請は、それぞれ七日以内に許可する。上級部門に転送し審査許可してもらえば、県計委、経委、招商亦、外貿局など会社は、専門人員を派遣して積極的に協力し連絡する。なるべく早く出来あがること。総投資は60万アメリカドル以下の外商投資企業は、その資金（外貨を含む）エネルギー、原材料及び生産建設のその他条件は自己で平均できるものが、項目提案書が許可したら“可行性研究報告”の申告は免除する。

第十一条 外商を紹介して当県において外商投資企業を設立するものに対し、企業投産する。又は、開業してから以下の標準に基づいて紹介者におほうび上げます。

- (一) 生産型の中外合資合作経営の8企業なら、外商投資者の實際到着の投資額の千分の五でほうびをやる。当県の合資方から納税後の利益から出します。
- (二) 非生産型の中外合資合作経営企業なら、外商投資者の實際到着の投資額の千分三でほうびをやる。当県の合資方から納税後の利益から出します。
- (三) 外資企業なら、県人民政府から外商投資者の實際到着の投資額の千分の五で一回ほうびを支払います。

第十二条 台湾同胞が当県に投資するものは、規則によって最高限の優惠いたします。そして、その投資額が10万アメリカドルになるものに対し、その者の大の農業戸籍の親屬一人を投資企業の所在地に転籍する。しかも、城鎮住民戸籍を変更する。仕事も安排する。親屬は城鎮住民なら一人の仕事を安排する。

第十三条 本政府の未届けるところ、国家法律、法規と地方性法律に参考する。最優惠の規定で履行する。国家法律、法規に規定していないところ、平等の自らお願い、お互い利益、そして利益を外商にゆずる原則で具体的な關係優惠事項を商談し決定する。

第十四条 外国と香港、マカオの会社、企業とその他經濟組織、又は個人及び華僑が郎溪において三資企業を設立するなら、本政策で履行する。外国企業が關係規定によって郎溪において分機構を設立するなら、本政策を参考して履行する。

第十五条 本政策は“県招商亦”が責持って説明する。発表の日からテストで実施する。

郎溪県人民政府 1992年8月8日

郎溪县人民政府
关于鼓励外商投资的优惠政策（试行）

第一条 为了进一步贯彻对外开放政策，更好地吸引外商投资，加快我县经济发展的步伐，特制定本政策。

第二条 根据土地所有权和使用权分离的原则，按下列最高年限向外商出让使用权：

- （一）居住用地80年；
- （二）工业用地60年；
- （三）科技、教育、文化、体育用地50年；
- （四）商业、旅游和娱乐性行业用地50年；
- （五）综合用地和其他用地50年；
- （六）临时用地3年。

第三条 外商投资企业土地使用权出让金的收取分别给予下列优惠。

~ 1 ~

(一) 开发非耕地，建设以工业为主（包括商业、服务娱乐性行业）的新开发区，按当地土地出让金标准的20%收取。

(二) 开发非耕地，用于发展农、林、牧、渔产业的，按当地土地出让金标准的20%收取；

(三) 开发非耕地建设高科技项目的，免收出让金；占用耕地建设高科技项目的，按当地土地出让金标准的50%计收；

(四) 占用耕地进行房地产开发的，执行当地出让金标准；占用耕地进行其他行业开发的，按当地土地出让金标准的70%计收。

出让金一次性缴纳的优惠5%；一次缴纳确有困难的，可订立合同分期缴纳。

第四条 县政府开发两至三个经济小区，完善“三通一平”、“五通一平”等基础设施，为外商投资创造良好的外部环境。

县政府鼓励外商到经济开发小区投资。凡在经济开发小区内投资的工商企业，土地出让金按每平方米10元至20元或当地出让金标准的50%以下计收。

第五条 外商租用厂房和场地的，租金由双方商定。租用期在10年以上的，厂房的月租金一般每平方米3元至10元，场地的月租金一般每平方米1元至3元。

第六条 外商投资者也可以通过交纳场地使用费的方式取得土地使用权。对外商投资企业的场地使用费，给予下列优惠：

一、开发费和使用费综合计收的，产品出口企业和先进技术企业

~2~

为每年每平方米3元以下。其他企业为每年每平方米3元至6元；

(二) 开发费一次性计收或自行开发场地的，其使用费为：产品出口企业和先进技术企业头五年全免，以后每年每平方米1元以下；其他企业每年每平方米2元以下；

(三) 利用现有场地兴办的外商投资企业，从开业年度起五年内免交土地使用费。

土地使用费按实际使用的日历年计收。不足一个日历年的免收。

土地使用费在开始五年内不调整。今后随着经济的发展、供需情况和环境条件的变化需要调整时，在上述幅度内作适当调整。调整的时间间隔为五年。

第七条 外商投资企业经营期限在十年以上的，税收方面给予下列优惠。

(一) 从开始获利年度起，头五年内免征企业所得税，第二个五年减半征收所得税。减免税期满后的十年内，经报批，还可减征企业所得税。

(二) 在批准的经营期内，一律免征地方所得税；

(三) 从开始发生纳税义务年度起，三年内免征工商统一税。出口产品，除国家另有规定外，免征工商统一税。内销产品，纳税确有困难的，期满后，在一定期间内还可申请减免工商统一税；

(四) 外商独资兴办的生产型企业，并免征固定资产投资方向调节税。

~8~

(五) 外商投资者将其从企业分得的利润汇出境外时，免缴汇出额的所得税。外商投资企业的外籍工作人员及其代理人的工资、薪金所得，免征个人所得税。

(六) 外商投资企业的外商投资者，将从企业获得的税后利润直接再投资于该企业，增加注册资本，或者作为资本在本县内开办其他外商投资企业，经营期不少于五年的，全部退还再投资部分已缴纳的所得税。其再投资部分的新增利润，同等享受有关减免税优惠。

第八条 对外商投资企业，优先提供其生产经营所需的水、电、燃料、运输工具和通讯设备，并按本县国营企业标准计收费用。

第九条 切实保护外商投资企业的合法权益，鼓励外商投资企业按市场需求安排生产计划，购买所需物资等。外商投资企业，在其被批准的企业章程、合同、协议的范围内，独立享有生产经营、劳动用工、机构设置、薪资分配等自主权，不受外部干涉。

第十条 为加快外商投资项目的审批，县政府决定从各职能部门抽调精干人员，集中在县招商办统一办公。外商投资企业的项目建议书等，由县招商办统一受理。

属于县政府有关机关批准的项目建议书和可行性研究报告，分别在五天和十天内给予批复；企业章程、合同、协议和登记注册申请，分别在七天内给予批复。需要转报上级机关审批的，县计委、经委、招商办、外贸局、工商局等单位，将派专人积极帮助联系，尽快办理。

总投资在50万美元以下的外商投资企业，其资金（包括外汇）、

~ 4 ~

能源、原材料及生产建设的其它条件能自行平衡的，在项目建议书批准后，免报可行性研究报告。

第十一条 对介绍外商来本县兴办外商投资企业者，在企业投产或开业后，按下列标准给予介绍者奖励：

(一) 生产型中外合资、合作经营企业。按外商投资者实际到位投资额的千分之五计奖，由本县合营方在税收后留利中列支。

(二) 非生产型中外合资、合作经营企业。按外商投资者实际到位投资额的千分之三计奖，由本县合营方在税后留利中列支。

(三) 外资企业。由县人民政府按外商投资者实际到位投资额的千分之五发给一次性奖金。

第十二条 台湾同胞来我县投资的，按规定给予最高限优惠。并对其投资额达10万美元的，将其在大陆的农业户口亲属1人迁入投资企业所在地落户，并转为非农业户口，安排就业；亲属是城镇居民的，安排1人就业。

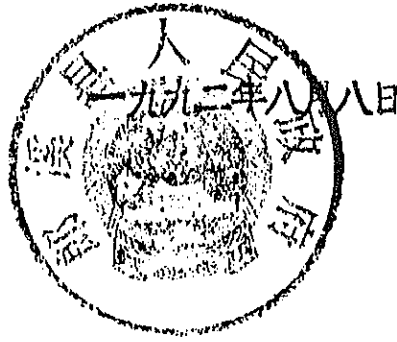
第十三条 本政策未尽事宜，比照国家法律、法规和地方性法规最为优惠的规定执行。国家法律、法规没有规定的，本着平等自愿、互惠互利、让利外商的原则，具体商定有关优惠事宜。

第十四条 外国和港澳的公司、企业和其他经济组织或个人以及华侨来县兴办三资企业适用本政策。

外国企业按照有关规定来县设立分支机构，参照本政策执行。

~5~

第十五条 本政策由县招商办负责解释。自发布之日起试行。



发：各乡、镇人民政府。县政府各部门、单位；

送：县委、人大政协、纪委、人武部；

报：宣城行署；

~6~

事業地周辺の植付形態モル別農業収益情況表				
(1ム-あたり)				
	春	夏	秋	1年間の収益
形態1	あぶら菜	水稲	水稲	
	5,000円	11,000円	10,000円	26,000円
形態2	あぶら菜	すいか	水稲	
	3,400円	18,600円	10,000円	32,000円
形態3	小麦	すいか	水稲	
	2,500円	18,600円	9,700円	30,800円
形態4	れんこん	水稲		
	17400円	10,000円		27,400円
形態5	あぶら菜	豆類		
	5,000円	13600円		18,600円
形態6	たけのこ	豆類		
	15,000円	13600円		28,600円
形態7	野菜	野菜	野菜	
	12,400円	12,400円	12,400円	37300円

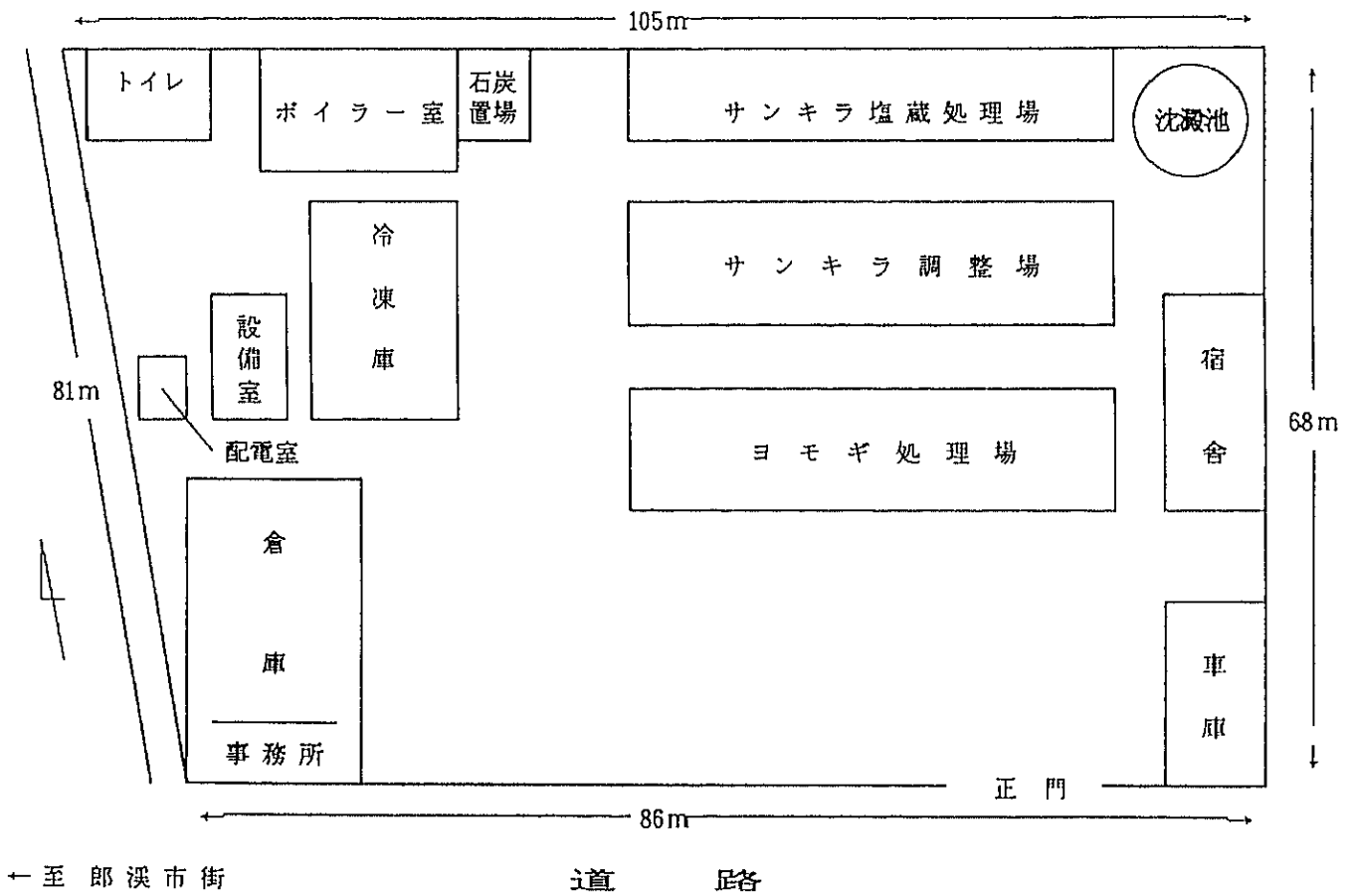
农业种植各种模式收益情况表

人民币:元

第一季	收益	第二季	收益	第三季	收益	全年收益
油 菜	400	水 稻	900	水 稻	800	2100
油 菜	270	西 瓜	1500	水 稻	800	2570
小 麦	200	西 瓜	1500	水 稻	780	2580
田 藕	1400	水 稻	800			2200
油 菜	400	豆 类	1100	(旱地)		1500
烟 草	1200	豆 类	1100	(旱地)		2300
蔬 菜	1000	蔬 菜	1000	蔬 菜	1000	3000

(单位:元)

(施設見取図)



郎溪县土壤简介

土壤是一个自然体,在自然环境各种条件交错作用下,逐步演化而成的,其主导因素是气候条件,不同地貌、不同母质类型,水文和水文地质对成土的过程的影响。郎溪县处在北亚热带南缘,中亚热带北缘,具有典型的过渡气候特色,气温、降雨、蒸发,植被都有南北过渡性质,对郎溪土壤的发生与分类带来复杂性。郎溪具有黄红壤、黄棕壤两个地带性土壤,其余为水稻土、紫色土、潮土、石灰(岩)土等四个隐域性土壤,这四个隐域性土壤以插花形式交错分布。郎溪的土壤总的来看:高质量的为数不多,低质量的也因成土的近期条件和人为影响而不平衡。全县土壤母质近似乎依着成土年龄的由老到新,其质量由低到高的现象比较明显,但自然土壤的肥力状况比南方地区要好。

通过普查,郎溪总面积为1109.6平方公里,折合166.44万亩,其中水田为477705亩,占全县总面积的28.70%;旱地149279亩,占8.97%;农耕地总计占全县总面积的37.67%,林业用地441031亩,占26.50%,水面19.94万亩,占11.98%。根据土壤普查面积全县耕地为62.6万亩。旱耕地14.9万亩,占耕地面积的23.08%。郎溪自然土壤中一些岩石风化物,除花岗岩风化物,少数因历史上滥伐泛垦,水土流失较

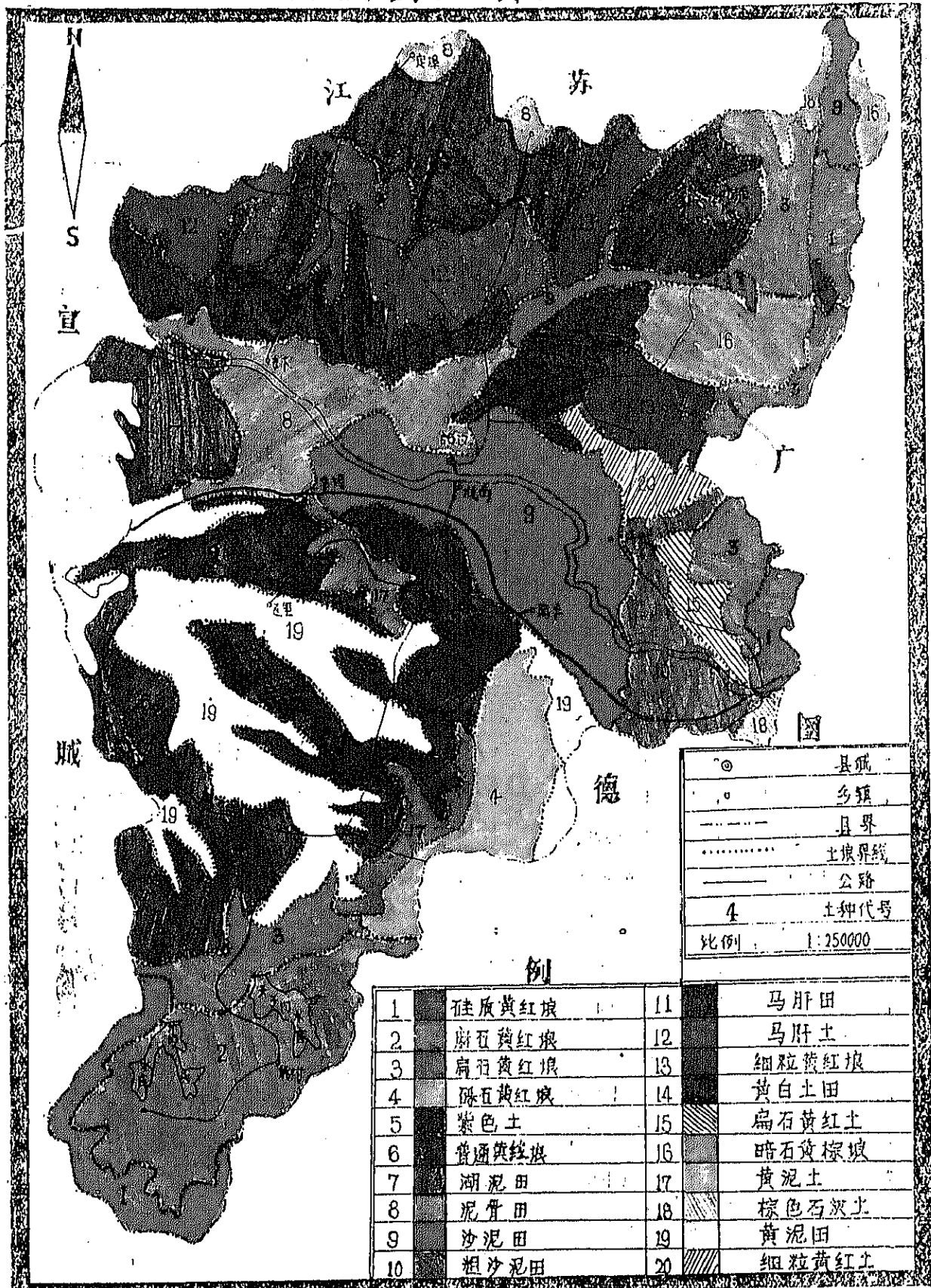
重有粗骨性土壤外,一般均有50cm以下的疏松土层,能适于亚热带各种植被的生长,可发展各种经济林、用材林、果木林。硅质岩上风化的自然土壤,受人工干预和破坏较小,其本身养份含量较高,即使任其自然造林,封山抚育也能很快郁闭。由于郎溪地处中亚热带北缘和北亚热带南缘,没有南方的强富铝化过程,养分的淋失较轻,土壤侵蚀也不及南方严重,加上该县人口密度不太高,破坏程度也低以及地形坡度不大,便于农、林利用,该县岩浆岩的种类多,成岩矿物类型也复杂,这些给郎溪县提供了发展多种植被、多种经营的土壤基础条件。

郎溪县的大面积的中基性岩土壤,是周围各县所不具备的,这些土壤适于枣、柿、梨、栗、桃等多种果类栽培。平坦的黄土资源、红土资源适于桑、麻、茶的发展。花岗岩、泥质岩,是营造用材林、薪炭林的良好基础土壤,这些自然资源,只要充分合理利用,在短期内都能较快较好的获得经济效益和社会效益。

郎溪县的土壤是垂直分布的,由于高程较低(最高为501M),生物气候与平原、丘陵无大的差异,不能形成与基带土壤有质的区别,所以不存在垂直带谱土壤的分布问题。郎溪南部发育了黄红壤,北部发育了黄棕壤,中部河谷地段及黄红壤、黄棕壤的低平部发育了水稻土。隐域性的紫色土、石灰土,以点状出现于黄棕壤、黄红壤分布区内。

郎溪土壤较突出的缺陷在于:有机质不足;磷、钾极缺;随母质不同质地差异较大;随水份状况的不同,潜育化、粉砂化现象虽不严重,但较普遍;其优越性在于:耕作土壤质地普遍多偏重壤质,适于水稻、油菜的栽培。合理利用土壤是一项投资小,收益大,最经济有效的办法,几乎与农业上的及时播种一样,不花代价,而能取得最好的经济效益。

郎溪县土壤分布图



サウス チャイナ モーニング トラスト (12/8)

Clash as peasants revolt

CHINESE police protecting corrupt local officials from furious peasants shot dead a woman and seriously injured a man in a bloody October clash revealed by the official press only yesterday.

The conflict in the eastern province of Anhui is the latest example of the breakdown of law and order in parts of the countryside that is worrying a Communist Party determined to maintain stability.

"The situation in that area is very complicated," said an official of the Anhui provincial Government of Guoyang County, where the clash took place.

"The officials in that area treat it like their own kingdom. They neglect the laws and do what they want."

Farmers have fallen behind as economic reforms have enriched coastal areas and sent inflation soaring.

In late October, shortly after the Anhui shooting, a senior security official warned of a crisis of law and order in many villages, with officials even sheltering criminals.

"At the moment, the law and order situation in many rural areas has worsened," said Ren Jianxin, the president of the Supreme People's Court and head of a Communist Party committee on social order.

"A major reason is that grassroots Communist Party and government organisations have become lax and weak."

In the Anhui incident, re-

(Cont'd on Page 9, Col 1)

One dead in farmer protest

(Cont'd from Page 1) sentiment went back four years to 1989, when officials demanded cash from farmers for fertiliser, the *China Youth Daily* said.

When peasants this year demanded to know what had happened to that money and the cash raised from other levies, officials sent thugs to beat up anyone who complained, the newspaper said in a report based on an on-the-scene investigation.

"The central Government ordered that the peasants' burden should be reduced," it quoted a farmer

as saying. "In our village it's as heavy as ever."

The farmer, Qin Hua-xiang, said he was beaten unconscious by 17 people when he dared bring up the subject of the fertiliser money in July.

The incident turned ugly on October 7, when more than 100 peasants marched to the head of the village's Communist Party branch and the village accountant to protest.

The officials' relatives chased the farmers away with iron bars.

On October 15, dozens of

police and officials descended on the village to arrest people involved in the protest. The police even targeted students for arrest.

When the frightened people ran, police opened fire in a hail of bullets so thick it sounded "like beans frying in hot oil", the newspaper said.

The mother of one man who was arrested was shot dead as she raced after the police car holding her son. Another man was seriously wounded by a police bullet.

Reuter

カズザキヨモギとオトコヨモギの違い

(1) 芳香性

オトコヨモギには芳香性は全くない。

(2) 形状

①カズザキヨモギ

- ・葉が広い楕円形（6～12cm）であり、羽状に深裂がある。
- ・茎の上部は多数の枝に分かれている。
- ・花（1～1.5mm）は淡褐色。
- ・高さは50～120cm

②オトコヨモギ

- ・葉はへら状のくさび形（3.5～8cm）で、基部は狭く先に行く程広くなり、不規則な浅い切れ込みがある。
- ・上部の葉は線形。
- ・花（1mm）は淡黄色。
- ・高さは40cm～140cm

③花期

- カズザキヨモギ - 9～10月
- オトコヨモギ - 8～11月



JICA